

令和6年度決算第一特別委員会
【速報版】

令和7年10月16日
局別審査（健康福祉局関係）

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

健康福祉局関係

午前10時00分開会

○谷田部孝一副委員長 ただいまから前回に引き続き決算第一特別委員会を開きます。

○谷田部孝一副委員長 それでは、健康福祉局関係の審査に入ります。

○谷田部孝一副委員長 質問の通告がありますので、順次これを許します。

なお、投影資料の使用の申出があったものについては、いずれもこれを許します。

それではまず、深作祐衣委員の質問を許します。（拍手）

○深作祐衣委員 国民民主党・無所属の会の深作です。

まず初めに、地域包括支援センターの職員確保について伺います。

高齢者人口の増加やニーズの多様化に伴い地域包括支援センターの重要性はますます高まっていることと思います。相談件数の増加に対応するため職員の確保が求められる一方で、生産年齢人口の減少と福祉人材の不足により人材確保が難しい状況にあります。昨年10月から11月にかけて各支援センターの実態把握のためのアンケートが実施されたと聞いています。その中では離職理由を問う設問もあったと伺いました。

そこで、アンケート結果から分かる人材確保上の課題について教えてください。

○高木地域福祉保健部長 各施設からいただいた回答を見ると職員の離職理由はよりよい勤務条件の職場への転職が最も多く、6割以上の施設から挙げられました。次いで、業務量の多さが離職につながったとする回答も約半数の施設から寄せられております。このことから、勤務条件や業務量が人材確保上の課題になっていると認識しております。

○深作祐衣委員 よりよい勤務条件を求める声が6割とのことですが、スライドを御覧ください。（資料を表示）今回、勤務状況ということで実際に近隣都市の状況を調べたのですが、大きく違うのが本市以外の多くの自治体では日曜祝日が休みであり、私も実際、近隣他都市と比較して横浜市は日曜祝日も勤務があるため勤務先として選べづらいという声を聞いています。こうした声を踏まえると原則週7日の相談体制は充実していてすばらしいのですが、これが実際の相談ニーズと照らし合わせて果たして適切なか気になるところであります。

そこで、日曜祝日の相談対応の実績について教えてください。

○高木地域福祉保健部長 昨年4月から6月までの相談データを分析したところ、日曜祝日の相談件数は1施設当たり1.7件でほかの曜日と比較して件数が少ない状況でございます。相談手段としては電話が最も多く、お話を伺った上で助言や情報提供を行うなど電話口で対応可能な相談が多くなっています。

○深作祐衣委員 電話口で対応可能な相談が多くなっているとのことですが、先日の本会議で市長からこれまで夜間に限定していたコールセンターによる相談受付を日曜祝日の日中時間帯にも拡大する方向で検討するという答弁があったのは記憶に新しいことと思います。本市の支援センターの職員さんは現在50歳以上がボリュームゾーンと

聞いておりますし、今後、若い世代に選ばれる職場としていくためにも対策は急務であると考えます。

電番を職員の方が受けると、多分、その電話のメモを残す、そういった作業も追加で発生することになりますので、そういった点も踏まえて地域包括支援センターの職員が直接対応する相談日を積極的に見直すべきと考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 先ほど担当の部長から御答弁申し上げましたとおり、日曜祝日は相談件数自体が大変少なくなっております。しかも、その内容も電話による対応が中心ということもございます。したがって、相談体制の見直しは必要かと考えております。今後、コールセンターの活用をさらに進めることで例えば日曜祝日の職員のシフトの見直しが図られて、その結果、相談が多い平日に職員が重点的に配置されることが期待されます。職員が働きやすく若い世代にも勤務先として関心を持ってもらえるよう、引き続き地域包括支援センターを支援していきたいと思っております。

○深作祐衣委員 ありがとうございます。やはり限られた人材でニーズに応じていくこと、そのために抜本的な見直しをしていく時代かと考えます。新たな手法の導入も前向きに検討していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、介護事業者向けハラスメント対策事業について伺います。

介護現場では利用者や家族の方からのカスタマーハラスメントが深刻な課題となっております。昨年、新聞報道などでも取り上げられているようにカスハラは介護職員の離職要因の一つともされており、介護人材の確保、定着の観点からも看過できないものと思っております。本市では令和6年度よりハラスメント相談センターの設置など支援体制の整備を進めていると聞いています。

そこで、令和6年度のハラスメント相談センターへの相談件数について伺います。

○新井高齢健康福祉部長 令和6年度の相談件数は81件でした。サービス種別の内訳で見ると居宅介護支援事業所からの相談が19件と最も多く、次いで訪問介護事業所からの相談が8件となっております。

○深作祐衣委員 新聞報道によると、居宅でサービスを受けるという状況から利用者側が自分のほうが上の立場であると誤認し、結果としてカスハラに至るケースがあるとのことでした。こうした場合、自分自身の行為がハラスメントに該当しているかどうか気づいていないケースも想定されるのではないかと思います。相談センターの周知——すみません、スライドです。（資料を表示）こういったものをホームページに掲載していただいたり、行っていることは私も承知していますが、一方で、やはりハラスメントの加害者となる可能性のある利用者側への理解がまだ十分に進んでいないのではないかと懸念しています。

そこで、利用者側に対するカスタマーハラスメントの理解促進が重要と考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 御指摘いただきましたとおり、介護現場のハラスメントを未然に防ぐためには利用者やその御家族の方にもハラスメントに関する理解を深めていただくことが必要だと思っております。そのため、どのような行為がハラスメントに当た

るのかを分かりやすく伝えるチラシを今後作成する予定になっています。今後はこのチラシを活用いたしまして、サービス利用に関する説明の機会であったり、介護施設等への掲示を通じて利用者や御家族に向けた啓発を進めていきたいと考えています。

○深作祐衣委員 引き続き着実に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

最後に、障害者の移動支援について伺います。

障害のある方の中には外出そのものに困難を抱える方が多くいらっしゃいます。通学や通院、そして買物、社会参加、余暇活動など日常生活のあらゆる場面で付添いが必要となるケースは少なくないと思います。外出の機会が限られてしまうことは社会とのつながりを断たれて孤立を招く、そういった要因にもなると思います。その意味で、移動支援は生活を支えるだけでなく、人としての尊厳や社会参加を支える重要な支援であると考えます。本市では専門資格を持つガイドヘルパーによるガイドヘルプ事業と地域住民によるガイドボランティア事業を実施し、外出に付き添う支援を行っています。

そこでまず、令和6年度のガイドヘルプ事業とガイドボランティア事業の利用実績について伺います。

○片山障害福祉保健部長 令和6年度のガイドヘルプ事業の月平均利用者数は6358人と前年度の6062人と比較して約5%の増加となっています。また、ガイドボランティア事業の月平均利用件数は4500件と前年度の4135件から約9%の増加となっています。

○深作祐衣委員 非常に多くの方がこの支援の手を欲しているという感じます。両事業には対象者や外出目的に条件があり、制度を理解し利用につなげるためには相談支援が欠かせません。本市でその役割を担うのが各区社会福祉協議会に設置されている移動情報センターであります。

そこで、その移動情報センターの令和6年度の相談実績と相談を受ける中で見えた課題について伺います。

○片山障害福祉保健部長 令和6年度の相談実績は2561件で前年度と同程度で推移しています。相談内容としては学校や日中活動先への移動のためのガイドヘルパーを探してほしいといった通学や通所に関するものが47%と最も多く、そのほか移動支援制度全般に関する問合せ等が寄せられています。また、すぐにガイドヘルパーが見つからない、利用希望が集中する通学時間帯に利用しづらいなどの声があり、課題として認識しています。

○深作祐衣委員 ありがとうございます。やはりその最も多い学校への通学または通所の支援の手がないという課題は、私たち保護者の就労継続にも深刻な影響を及ぼすものだと私は考えています。もちろん大人の方の通院や社会参加を支えるためでも移動支援は不可欠であります。しかし一方で、先ほどから申し上げていますが、福祉分野全体で担い手不足が深刻化しており、ガイドヘルパーの確保は全国的な課題ともなっています。ガイドボランティアについても、これは本市の独自の取組ではありますが、現在は社会福祉協議会を中心に募集を行っているものの地域内での担い手確保が難し

く、遠方から支援に入るケースもあると伺っています。移動支援は本来、地域の中で支え合う仕組みとして育てていくべき事業であると考えます。

そこで、担い手不足の解消に向けてまずは制度の存在を広く知ってもらい、地域の中で関心を持つ人を増やすことが重要だと考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 移動情報センターにおきまして、ガイドボランティア制度の内容や活動の魅力を広く知っていただくために学校や市民利用施設でのチラシの配布を行っています。また、地域の広報誌へ活動の様子などの掲載も行っております。さらに、区社会福祉協議会のネットワークを活用いたしまして、民生委員や地域の住民の皆様にご協力いただけるよう直接お願いをさせていただいております。今後も人材の裾野を広げ、多くの方に担い手として活躍していただけるように、ガイドボランティアへの関心を高める取組をさらに進めていきます。

○深作祐衣委員 ボランティア4500件というのは、簡単にボランティアというものは集まるものではなくて、私は非常に多くのボランティアの方の力を今時点でも借りているのだということはこの数字を聞いて痛感いたしました。ただ、やはりもっと本当は利用したいけれども利用できないという声は私のところにも届いておりまして、その中で、地域で活動していると募集掲示がなかなか見られないというところに課題を感じました。移動支援は移動そのものを支えるだけでなく、その人らしい暮らしや社会参加の可能性を広げる支援であります。本市が誰一人取り残さない社会の実現を掲げるのであれば、移動支援の充実は欠かせないものと思います。支援の担い手を地域の力で育て市民に開かれた仕組みとして発展させることを強く求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 次に、大和田あきお委員の質問を許します。

○大和田あきお委員 日本共産党の大和田あきおです。党を代表して質問します。

生活保護の最高裁判決についてです。

国による2013年から2015年の生活保護基準の大幅な引下げを違法とした生活保護基準引下げ違憲訴訟の最高裁判決が6月27日に出されました。この違法な生活保護基準引下げに対して、国の責任はもちろん実施した市としての責任はないのでしょうか。

市の見解を副市長に伺います。

○佐藤副市長 生活保護制度は法定受託事務と位置づけてありまして、生活保護基準は生活保護法に基づきまして厚生労働大臣が定めて運用されております。地方自治体には裁量権が認められていないため、生活保護費は国が定めた基準に基づき支給しております。当時におきましても国の定めた基準に基づきまして生活保護費を支給していたという状況でございます。

○大和田あきお委員 裁判が提起されて以降10年の長期訴訟となり、原告の2割を超える232名以上の原告が亡くなっています。物価高騰の最中に窮乏状態に陥っている利用者への返還や補償は極めて緊急を要する状況にありながら、厚生労働省は不当な保

護費削減分の返還に応じないばかりか謝罪すら行っていません。横浜市は憲法92条の地方自治の本旨である団体自治に基づき国とともに違法な減額処分を行った責任を受け止めるべきだと考えます。団体自治は国から独立した地方公共団体の意思と責任の下でなされるものです。そこで、市として不当に削減された生活保護費の返還を国に対して求めるべきと考えます。また、物価高騰対策として生活保護者に対する緊急対応の生活保護基準引上げを国に求めることが必要です。

市の見解を健康福祉局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 最高裁判決を踏まえた対応につきましては、現在、国において判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の方針の検討が進められていると承知しております。本市といたしましては国の動向を注視していきたいと思っております。また、生活保護基準の引上げを国に求めるべきとのことですが、先ほどから申し上げましているとおり、生活保護の基準につきましては国が定めていると。定めるに当たりましては物価高騰を含めた消費の動向などを客観的かつ専門的に検討していただいた上で定めているものと認識しております。引き続き国が示した基準に基づき適切に対応していく必要があると考えています。

○大和田あきお委員 横浜市は地方公共団体として主体的に判断し、国に対しても憲法25条の生存権を保障する速やかな対応を求めるべきと考えます。

次に、介護保険料についてです。

次のスライドを御覧ください。（資料を表示）80歳代年金生活者の介護保険料についてです。昨年、年金が154万7090円の時介護保険料が4段階で4万6470円でしたが、年金が158万8598円に増えると介護保険が7段階となって8万5000円になり、敬老パスも4000円から7000円に、住民税は非課税でなくなり6200円となり、6222円負担が増えています。年金収入が増えても使えるお金が減り、生活が困窮するという逆転現象が起きます。次のスライドを御覧ください。

そこで、次期改定に向けての対策が必要と考えますが、高齢健康福祉部長の見解を伺います。

○新井高齢健康福祉部長 本市の介護保険料はより所得に応じたきめ細やかな保険料負担となるよう国が標準とする13段階を19段階に細分化しているほか、所得の低い方の保険料を独自に軽減しています。今後も保険料段階や料率の設定については慎重に検討していきます。

○大和田あきお委員 この7段階の保険料を負担軽減することは可能であり、次期改定に向けて検討をお願いします。ここに書いてありますので。

そして、これ以降の質問につきましては健康福祉局長に伺います。

次に、訪問介護の基本報酬等についてです。

スライドを御覧ください。（資料を表示）訪問介護は在宅介護の要ですが、東京商工リサーチの調査によると、2025年初頭、報酬引下げの打撃的な影響を示す指標が明らかとなりました。2024年の訪問介護事業所の倒産や休廃業、解散が過去最多だった2023年を上回る529社に急増しています。このグラフで一番右です。3月末に

は厚生労働省が審議会では報酬引下げ後、訪問介護事業所の6割近くが減収になったとの調査結果を公表しました。

この現状に対して、2024年度に政府が引き下げた訪問介護の基本報酬を元の水準に戻すことや削減されてきた介護報酬の引上げ、介護事業所の経営の継続に向けた支援を市として国に求めることが必要と考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 介護報酬は社会経済状況の変化や介護事業所の経営実態調査の結果などを踏まえまして国が定めているものです。現在、国会におきまして令和7年1月に訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案の審議が継続して行われているところです。引き続き国の動向を注視していきたいと思えます。

○大和田あきお委員 報酬引下げによる訪問介護事業所の減収を独自に補助する自治体が地方でも都市部でも生まれています。新潟県村上市は引下げによる減収分を2024年4月の改定時に遡って3年間補助することを決めました。また、東京都世田谷区は緊急安定経営事業者支援給付金として訪問介護に1事業者当たり88万円を給付しています。

本市でも独自の支援を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 本市では事業所の処遇改善加算の取得促進に取り組んでおります。加算の取得により介護報酬が増額することで、それがヘルパーの処遇改善の原資となり、人材確保という観点から事業所にとっても有益なものと考えております。したがって、引き続き処遇改善加算の取得促進を中心とした事業者への支援に取り組んでいきたいと思えます。

○大和田あきお委員 現在、物価高騰で燃料代も高騰しているため経費がかさんでいることから、横浜市として訪問介護事業所に対するガソリン代等、燃料費支援を求めますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 訪問介護の介護報酬につきましては運営に関わる基本的な管理経費であります移動に係る費用を含めまして定められているものと承知しております。横浜市ではこれまでも燃料費をはじめとする物価高騰の影響を受けた事業者に対しまして、国の臨時交付金を活用した高齢者施設等物価高騰対策支援金の支給を行ってまいりました。引き続き、社会情勢や国の動向を見ていきたいと思えます。

○大和田あきお委員 次に、国民健康保険料の負担軽減についてです。

スライドを御覧ください。（資料を表示）横浜市はこれまで国民健康保険料の値上げを続けています。全国的に見れば値上げをしている559の自治体は全自治体の3分の1以下です。このグラフの一番右です。さらに、都道府県化によって自治体独自の保険料軽減措置を抑制したことなどにより、物価高騰で市民生活は困難な状況です。

そもそも国民健康保険加入者の多くの方は低所得者であり、今の保険料の水準は高過ぎると考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 国民健康保険は被用者保険と比べまして被保険者に高齢者が多いため医療費水準が高い、また、低所得者の加入割合も高いといったようなことになってございます。そのため、所得に対する保険料の割合が被用者保険と比べて高い傾向

にあります。こういった課題がございますので、国は保険者努力支援交付金の創設などの財政的な支援を講じていますが、本市ではさらなる財政的な支援の拡充を求めて国に対して要望を行っていきます。（私語する者あり）

○大和田あきお委員 2024年度までの国民健康保険事業費会計の決算の残額は単年度で45億円、累積で164億円となっています。これは保険料を多く取り過ぎたのではないのでしょうか。保険料を取り下げのべきと考えますが、見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 これまでも、累積収支により生じた繰越金を活用いたしまして保険料の緩和を図ってまいりました。一方で、今後も一人当たりの医療費の増加傾向や後期高齢者支援金の増加もある中で、急激な保険料の上昇を抑えるためにも繰越金を一定程度確保する必要があると考えています。これらを踏まえすと、今後も繰越金を計画的に活用しながら保険料の徴収努力あるいは保健事業に取り組むことで国からの交付金を獲得し、保険料の上昇の抑制に努めてまいります。

○大和田あきお委員 改めて、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、それを重視して市として独自の公費繰入れ等を含めた対策を求め、質問を終わります。

○谷田部孝一副委員長 次に、東みちよ委員の質問を許します。（拍手）

○東みちよ委員 おはようございます。自由民主党、鶴見区選出の東みちよです。会派を代表して質問させていただきます。

まず初めに、小児医療費助成について伺います。

本市では令和5年8月に小児医療費助成事業の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学三年生までの全ての子供の医療費を無料にしました。この事業は地方単独事業で国の補助はありませんが、神奈川県補助を受けています。令和6年度の小児医療費助成事業の決算額を確認しますと医療費の助成に使われる扶助費の決算額は約153億4000万円でした。これに対して県補助金の歳入決算額は約27億1000万円です。扶助費のおよそ2割となっております。

そこで改めて、神奈川県補助制度の現状について生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 小児医療費助成に対する県の補助率は3分の1ですが、対象者の範囲などが本市と異なります。具体的には県の補助対象年齢は通院が小学六年生まで、入院が中学三年生までとなっているほか、保護者の所得が基準以上の場合には補助の対象になりません。さらに、通院、入院とも一部負担金相当の額が補助金から差し引かれます。これらのことから、委員がおっしゃるとおり県の補助金は本市が助成した医療費の2割程度にとどまっております。

○東みちよ委員 その程度ということが分かりましたが、8月には我が会派自由民主党と公明党と共同で山中市長に対し小児医療費無償化の18歳までの引上げを要望しました。市民の期待も大きく待ったなしの施策と考えます。一方で、18歳までの年齢を拡大した際に新たに対象になる方については、県の補助対象ではないため拡大分を全額市費で賄うこととなります。安定的な財源を確保していくことは重要であり、これか

ら議会と真摯な議論が尽くされるものと思いますが、県に対しても現在の補助対象を拡大するよう働きかけることも重要ではないでしょうか。

そこで、神奈川県に対して対象年齢の18歳までの拡大を要望していくべきと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 これまでも、神奈川県に対しまして入院、通院にかかわらず中学三年生までを補助対象とするように要望してまいりました。現在、本市は18歳までの医療費無償化について令和8年度中の開始を目指しておりますが、その実施に当たりましては御指摘がありましたとおり財源の確保が重要と考えております。今後、県に対しまして補助対象の年齢を18歳まで拡大するようしっかりと要望してまいります。

○東みちよ委員 財源確保のためにもお願いいたします。市民の皆様から期待の大きい事業であるため、早期の年齢拡大に期待しております。一方で、住んでいる地域によって受けられる医療に差があることは望ましいことではありません。本来であれば、子供の医療費助成制度は国が制度と財源に責任を持って実施すべきと考えます。先日の一般質問でも我が党の伊波議員から国に対して全国一律の医療費助成制度の構築を要望していくべきと質問しているほか、我が党からの提案により国に対しこどもの医療費助成制度の創設を求める意見書を横浜市会として提出することが先月25日に全会一致で議決されました。今後も国や県へしっかりと要望するとともに対象年齢を拡大するために着実な準備を進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

一次に、国民健康保険の海外出産に係る出産育児一時金について伺います。

少子化対策は待たなしですが、子育て支援の一つとして、国民健康保険をはじめとした各種健康保険では加入者が出産した際に出産育児一時金が支給されます。この制度は出産に係る経済的負担が軽減されるなど安心して出産できる環境づくりに寄与するものであります。一方、実際には出産していないにもかかわらず海外で出産したとして出産育児一時金の不正請求もあると聞きます。

そこで、海外出産に係る外国人の出産育児一時金の申請において不正請求があったのか、生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた国の通知も踏まえ、本市として不正請求防止対策にしっかりと取り組んだ結果、不正な請求はございませんでした。

○東みちよ委員 我が市においては不正がないということで安心しましたが、2019年、これは報道にありましたが、横浜市在住の外国人による不正申請、約2000万円の搾取があったという報道がありました。複数申請されたということです。日本で出産した場合には出産の事実を確認しやすいと思いますが、海外出産においては出産の事実の確認が難しくなるのではと懸念しております。すみません、さっきの横浜市在住の人は横浜市ではなく他都市へ申請したということで一応付け加えておきます。不正請求の防止に向けて、国においては海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策の通知を行い、令和5年にも改正し発出されています。横浜市においても国民健康保険の保険者として不正請求の防止対策が必要だと考えます。

そこで、横浜市国民健康保険における海外出産に係る出産育児一時金の不正請求防止対策について生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 海外出産に係る出産育児一時金は帰国後の申請を原則としています。申請に当たっては国の通知等に基づき渡航した事実や出産の事実が分かる書類の提出のほか、疑義がある場合に現地の医療機関等に事実確認などを行う旨の同意書の提出を求めています。さらに、生まれた子が住民登録をされていることを確認しております。これらの対応を行うことによって不正請求防止対策に取り組んでおります。

○東みちよ委員 そうした不正対策が行われているということですが、また、少子化の影響によって市内の産科医療院のそうした体制は経営難にあるとも伺っております。このような状況において海外出産まで幅広くカバーする必要があるのかどうかと思います。

そこで、これまでの横浜市における海外出産に関する支給件数と決算額についてお聞きします。

○榎本生活福祉部長 令和4年度の支給件数は57件、支給金額は2394万円、令和5年度の支給件数は42件、支給金額は1908万円、令和6年度の支給件数は36件、支給金額は1792万円になります。

○東みちよ委員 約2000万円から1700万円というお金が海外出産の補助として支給されているということです。出産育児一時金は少子化への対応としまして令和5年に大幅に引き上げられ、子育てを全世代で支援するという観点から後期高齢者医療からも負担金が支出されています。国民全てが子育てを支援する制度であり、その出産費用は本来、我が国に還元されるべきコストであると考えます。産科医からも疑問の声をいただいております。少子化対策、そして産科医療のためにも本来、出産育児一時金は国内出産を推奨すべきだと思います。また、仮に外国人の海外出産に関して不正な行為が行われた場合には日本人と同様に毅然とした対応を行うことが、今、いろいろありますが、外国人に対する誤解や偏見を招かないためにも必要と考えます。今後もこれまでと同様に不正請求防止対策にはしっかりと取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、生活保護の現状と生活保護に至る前の支援について伺います。

生活保護制度は最後のセーフティーネットとして市民の生活を守るための重要な制度であり、社会保障制度の一つとして知られております。一方、少子高齢化の日本においては持続可能な社会保障制度が大きな問題となっております。現役世代の方々からも将来の負担増大に不安な声、そうしたものもいただきます。スライドを御覧ください。（資料を表示）これは横浜市の令和6年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策経費の数字です。生活保護費は1740億円となり、医療、障害の経費よりはるかに多く、平成25年度決算と比較しても約1.4倍となっております。次のスライドを御覧ください。こちらは令和7年度予算における社会保障4経費と区予算における生活保護費のグラフであります。令和7年度予算においても生活保護費等は大きくなっており、区の予算においては約42%を占めるという大きな支出経費となっております。

ます。これは医療費、介護費を除く扶助費であります。そうした中、この生活保護費等に関する質問をしたいと思います。生活保護を受給する世帯の約半数は高齢者世帯であると聞いております。今後、さらなる高齢化の進展が想定される中で生活保護受給世帯も増加が見込まれ、受給世帯が増えれば市の財政負担は一層重くなることが懸念されます。

そこです、本市における生活保護費の現状について確認したいと思います。本市における生活保護費の3年間の推移について生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 決算額でございますが、令和4年度の生活保護費は1289億円、令和5年度は1320億円、令和6年度は1328億円で令和4年度と比較して約40億円増加しております。

○東みちよ委員 また、高齢者世帯は年金や貯蓄だけでは生活が成り立たない方々もおり、生活保護に頼らざるを得ない状況の方もいらっしゃるかと伺っております。また、いわゆる就職氷河期世代の方々についても不安定な雇用形態の方も多く、将来、低年金になるといった不安もあることから就労支援をはじめとした様々な支援を早期に行うことが必要です。

そこで、生活保護に至る前にどのような支援に取り組んでいるのか、生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 生活保護に至る前の段階で支援を行う制度として生活困窮者自立支援制度があります。区役所の生活支援課において御本人の状況をしっかり聞き取った上で、就労支援や家計改善支援などその方のお困り事に応じた支援を行っております。

○東みちよ委員 そういった支援を行っているということですが、また、生活にお困りの方々が直面する大きな課題の一つが安定した住まいを確保しにくいということです。経済的な理由、失業、家庭の事情など様々な背景から収入が減少し、家賃の支払いが難しくなると家を失うというリスクが高まります。以前、コロナ禍でも様々な相談いただきましたが、やはり住居の御相談が多くありました。

そうした住まいの相談支援を充実させるべきと考えますが、健康福祉局長に見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 生活にお困りの方々の住まいの相談支援につきましては、これまでも区役所の生活支援課で、例えば住居確保給付金による家賃補助などにより行ってまいりました。加えて、生活困窮者自立支援法の改正により令和7年4月から住まいに関する相談支援を行うことが明確に位置づけられました。こうした法改正の趣旨も踏まえ、福祉施策と住宅施策の連携を深めながら住まいの相談支援のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

○東みちよ委員 そうした福祉と住宅施策の連携をぜひお願いしたいと思います。生活に困窮している方々が生活保護に至る前の段階で適切な支援を受けることは安定した生活確保につながるだけでなく、社会全体の持続可能性を支える上でも極めて重要と考えます。今、高齢者の健康を支える予防的支援があるように、将来の暮らしの

安心を支える早めのサポートも必要です。そうした支援のさらなる充実を要望し、次の質問に移ります。

次に、外国人に対する生活保護の現状について伺います。

近年、日本に在住する外国人の方は増加しています。国における外国人人口は約3%となっておりますが、私の地元鶴見区ではその2倍の9月時点で約6%となっております。多くの方が在住です。古くから京浜工業地帯の一角をなす外国人居住エリアとして知られ、アジア、南米など多様な国籍の方々が暮らしていらっしゃいます。これまでも、多文化共生のまちとして国や文化の違いを超え誰もが生き生き暮らすための施策が推進されてきました。一方で、様々な事情により生活に困窮する方もいらっしゃいます。

そこで、本市における外国人の生活保護受給世帯数及び人数の3年間の推移について生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 世帯主が外国人の世帯の数となりますが、令和5年4月は1860世帯2890人、令和6年4月は1900世帯2919人、令和7年4月は1909世帯2855人、令和5年4月と比較して世帯数は約50世帯増え、人数は35人減少しております。

○東みちよ委員 多くの方が受給されているということですが、高齢者単身世帯も多いと聞いております。そうした方々は医療費、住居費を含まず高齢者単身世帯、例えば13万5000円で計算したとしても30数億円という受給額になるかと思えます。そうした受給が行われているということです。そして一方、これまで生活保護に関して議論されてきたのが平成26年7月18日、最高裁判決に基づく考えです。最高裁判決では、生活保護法はその適用対象を国民に限定しており、この国民という語は日本国民を意味するものであって永住外国人は含まれないと判断され、生活保護法に基づく保護の対象にならない、受給権を有しないとの結論が出されました。一方、人道上の観点から及び従来の厚生労働省通知等に基づく行政措置により、事実上の保護の対象となり得ることも認められています。こうした中、我が市においても過去の行政慣行、通知等により外国人の一部に対して実務上準用または準ずる取扱いをされてきたわけですが、1954年の厚生労働省通知は戦後間もない時代の通知でありまして現代とは社会的背景も異なります。今、我が国における社会保障制度の維持が危機的状況にある中、このような行政措置に対しては適切かつ公平な運用が求められるのではないのでしょうか。

そこで、外国人に対する生活保護法の準用に対して横浜市ではどのような基準に基づき判断しているのか、伺います。

○榎本生活福祉部長 生活に困窮する外国人の保護については、国の通知に基づき日本人と同様に国内で制限なく活動できる永住者、定住者等の一定の在留資格を有する場合に収入や資産などの要件を確認した上で適切に対応しております。なお、要件については日本人と外国人の間に差はございません。

○東みちよ委員 また、生活に困窮する外国人から生活保護の申請があった場合には地方公共団体がその者の属する国の大使館等、またはそれらをつなぐ団体等に支

援の可否を確認することとされていますが、大使館等への確認はどの程度行われてきたのでしょうか。

○榎本生活福祉部長 本市では、大使館や領事館などへの援護等の可否については確認は行っておりません。今後、大使館等への確認については近隣の自治体の実施状況や大使館等からの回答が戻ってきているかどうかの状況などを把握させていただき、それらを踏まえた上で検討していきたいと考えております。

○東みちよ委員 そうした確認をぜひお願いしたいと思います。先ほどの厚生労働省通知は戦後、平和条約の発効により日本国籍を失った外国人への戦傷病者戦没者遺族等援護法適用問題など戦後の様々な政治的判断が必要とされる中で生まれたものと想定されますが、例えば現代においては大阪で中国人の集団の方が来日3か月後に不正受給したということも報道されました。そうした不正受給問題が今、日本と外国人の間の分断を生んでいるのではと懸念されます。そうした分断を防ぐためにも適正な対処を要望します。また、私は3月の予算特別委員会でも問いましたが、不正受給は外国人に限らず日本人においても発生しております。

今後、持続可能な社会保障制度維持のためには不正受給が起これぬようなお一層公平かつ適正に対処すべきと考えます。そうした健康福祉局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 日本人も外国人も同様ですけれども、いずれにいたしましても保護の適用に当たっては収入や資産などの要件をしっかりと確認した上で適切にこれまでどおり対応してまいります。また、保護を受給される方に対しては外国人、日本人にかかわらず制度の趣旨あるいは権利などについての説明を丁寧に行うとともに、保護受給後に収入や資産、こういったものが明らかになった場合はしっかりと申告していただく義務があることなどについての説明も徹底していきたいと思っております。引き続き、日本人、外国人にかかわらず、保護の適用につきましても公平かつ適正な運用を実施してまいります。

○東みちよ委員 引き続き適正な対応を要望いたします。

次に、横浜市国民健康保険のマイナ保険証移行についてお伺いします。

今年2月に行われた令和7年市会定例会局別審査においてもこの件をお聞きしましたが、現在の状況について改めてお聞きしたいと思います。今年の7月31日をもって紙の保険証の有効期限が満了となりまして、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行が一步進んだと思っております。一方で、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては資格確認書を一斉交付する対応が行われたことと思っております。

そこで、横浜市国民健康保険の今年の7月の紙の保険証の有効期限満了に伴う資格確認書等一斉交付の実施状況について生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせをそれぞれ紙の保険証の有効期限満了前に滞りなく送付しております。

○東みちよ委員 そうしたマイナ保険証をお持ちでない方への資格確認書の交付は必要なことと思っております。一方で、マイナ保険証には質の高い医療を受けることができるな

ど高額療養制度の自動的な適用など様々メリットがあるとともに、今後、さらに利便性の向上や様々な場面での活用が広がることが期待されております。

そこでまず、マイナ保険証の活用に関する最近の動向を生活福祉部長に伺います。

○榎本生活福祉部長 利便性を高める取組として、本市では令和7年4月からマイナ保険証を小児医療費助成等の医療証として利用できるようにいたしました。また、全国的な取組として9月からスマートフォンがマイナ保険証として利用可能となりました。これらの取組は準備が整った医療機関等で順次利用できます。さらに、本市消防局では10月からマイナ救急の実証事業に参加しています。これにより救急隊が病院を選定する際に必要な情報を正確に取得できるため、円滑な救急活動につながることを期待されます。

○東みちよ委員 様々デジタル技術の活用が行われていることが分かりました。そうしたデジタル技術によって医療の質や効率を根本的に向上させることを目的とした医療DXの推進は不可欠であり、その入り口ともなるマイナ保険証の推進が要と考えます。国民健康保険は自営業の方々だけでなく退職後の高齢者の方々も多く加入されています。国民健康保険に加入されている皆様にマイナ保険証を使っていただくためには、そのメリットについて正しく知っていただくことが大切です。

そこで、横浜市国民健康保険においてマイナ保険証の理解を促進するためにどのように取り組んできたのか、改めて健康福祉局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 今年7月の資格確認書などの一斉交付時には被保険者お一人お一人にマイナ保険証のメリット等を記載したチラシを送付いたしました。また、広報よこはまや地域情報誌に記事を掲載してマイナ保険証のメリットを広く御案内しています。さらに、特設のコールセンターを設置いたしましてマイナ保険証に係るお問合せに丁寧に対応しています。マイナ保険証には質の高い医療を受けることができるなど様々なメリットがございますので、こうしたメリットを今後も丁寧に説明いたしまして、一人でも多くの方に御利用いただけるよう引き続き周知に取り組んでまいります。

○東みちよ委員 引き続きマイナ保険証の利用拡大に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、フレイル対策の推進について伺います。

高齢化が進む中、一人でも多くの方に元気に暮らし続けていただくことが重要です。そこで、本市では昨年6月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を始めました。この事業はフレイルリスクの高い方を健診の結果やチェックシート結果などのデータを使って把握し、アプローチするという取組です。昨年度は3区で実施され、今年度は私の地元鶴見区も加わって10区に拡大し、来年度には全区で展開予定です。今年の第1回定例会で事業の対象となった方のうち、829名中167名がハマプロという支援につながったと伺いました。ハマプロは通所や訪問といった形で医療専門職による支援を行うものですが、横浜市では特に民間スポーツクラブ等と連携した通所型集団支援を行っていることが特徴です。スライドを御覧ください。（資料を表

示) ハマプロを利用した167名がどのような健康状態にある方なのか、その内訳を見ますとDの身体的フレイルのリスクがある高齢者が最も多く、次いで、Aの糖尿病・循環器疾患かつフレイルの可能性のある高齢者などが多くいらっしゃいます。このように様々な健康状態の人に合わせて、通所型集団支援では健康運動指導士等による指導に加えて栄養士、歯科衛生士、薬剤師など様々な職種による支援が行われています。そのため自身に介護が必要になるリスクがあることを知り、その改善に取り組むには効果的だと思いますが、実際にどのような効果があったかが重要です。

そこで、令和6年度における通所型集団支援の効果について高齢健康福祉部長に伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** 通所型集団支援ハマプロの開始時と終了時に運動機能、栄養状態、口腔機能等のリスクについて確認し比較して評価しました。その結果、機能や状態が維持、改善した割合は74.3%でした。

○**東みちよ委員** 7割以上の方が改善したということで大いに成果があったと思います。一方、支援が終了することでせっかく維持できた機能が低下しないか心配です。

プログラム終了後もフォローアップを行っていると聞きましたが、通所型集団支援終了後のフォローアップの取組内容について高齢健康福祉部長に伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** プログラム終了の1か月から2か月後を目安にスポーツクラブ等の医療専門職等が御本人に連絡を差し上げています。その中で、プログラム中に取り組んできた生活習慣の改善などを継続できているか、地域の通いの場等への参加はされているかなどについて個別に確認しています。また、その結果、継続的な支援が必要と判断された場合には区役所や地域ケアプラザに引き継ぎ、御本人の状態に合わせて支援を継続していきます。

○**東みちよ委員** また、そうしたフレイル予防に継続的に取り組むためには、個人の努力だけでなく身近な地域で人や活動とつながり、仲間と一緒に取り組むことも大切だと言われています。そこで、通所型集団支援終了後もフレイル予防に継続して取り組めるよう身近な地域でのサポートが必要と考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○**佐藤健康福祉局長** 支援の終了後もフレイル予防の取組を地域で継続できるようにするためには、御本人の社会参加の意欲を高めて活動する機会を提供して差し上げることが必要と考えています。このため、プログラムの中で仲間と取り組むことの楽しさを体験いただくとともに、終了後も通いの場などに参加いただくことの効果についてお伝えしております。また、活動する機会を提供するため、区役所や地域ケアプラザにおきまして、利用者の希望に応じて御本人に合う通いの場などへの参加をコーディネートさせていただいております。ハマプロをきっかけに高齢者の社会参加を促進できるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○**東みちよ委員** そうした高齢者の社会参加は認知症予防にも効果があるなど、エビデンスが今言われているところです。ぜひ認知症対策に取り組んでいる関係局とも連携して、せっかくの成果のある取組なので、フレイル対策を進めていただくことを要望

し、次の質問に移ります。

次に、介護現場の顧客ハラスメント対策について伺います。

介護人材の確保は超高齢化社会にあって喫緊の課題です。現場のお話を伺いますと、介護サービスの利用者や御家族からの顧客ハラスメントへの対応が大変だと聞きます。ちょうど先日も報道で職員の方による殺傷事件など残念な事件もありましたが、本当にお悔やみ申し上げると同時に、もっと早く何か対策ができなかったのかということが悔やまれてなりません。令和6年3月の議案関連質疑でも、私は市長に本件に関してハラスメント対策を要望いたしまして、令和6年度から横浜市介護事業所向けハラスメント相談窓口が設置されました。介護現場の方々からお話を聞きますと、支援体制の強化という観点からも非常に意義がある安心できる取組だという評価もいただきました。相談内容のうちどのような種類のハラスメントが多く寄せられているのかについて私も関心を持っております。

そこで、令和6年度におけるハラスメントの種別ごとの相談件数について高齢健康福祉部長にお伺いします。

○**新井高齢健康福祉部長** 介護現場におけるハラスメントの種別は、厚生労働省が精神的暴力、身体的暴力、セクシャルハラスメントの3種類に分類しています。令和6年度の種別ごとの相談件数は精神的暴力が47件、身体的暴力が2件、セクシャルハラスメントが3件となっており、精神的暴力の件数が最も多くなっております。

○**東みちよ委員** そうしたハラスメントは内容のいかんを問わず、介護職員にとっては精神的負担となるものであり、看過できないと考えます。また、そうしたハラスメントが介護職員の離職にもつながっていると伺っています。高い志を持って現場に従事している方々がハラスメントによって職を離れるような事態はあってはならないと強く感じております。また、利用者のためにも安心して過ごせる環境づくりが必要です。

介護現場の顧客ハラスメント対策に今後もしっかりと取り組むべきと考えますが、健康福祉局長の御見解を伺います。

○**佐藤健康福祉局長** ハラスメント対策を推進することは従事者が安心して働ける環境を整えることだけではなく、人材の定着につながる大変重要な取組だと考えています。そのため、相談センターでの相談対応やハラスメントへの対応力を養う研修なども行ってまいります。こういった事業所への支援に加えまして、利用者やその家族に対してハラスメントについて理解いただけるような啓発にも取り組んでまいります。こうした取組を通じまして介護職員の負担軽減に取り組んでいきたいと思っております。

○**東みちよ委員** そうした現場の介護職員さんが安心して働ける環境づくりのため、実効性のある対策を着実に推進していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、介護人材の確保について伺います。

本市ではこれまで介護人材の確保に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、2つの事業について取り上げたいと思っております。まず、住居借上支援事業についてです。この事

業は、介護職員の住まいを確保するため事業者が住居を借り上げた場合に市からその費用の一部を補助するものです。これは家賃負担軽減につながるものであり、介護現場で働こうと考える方を本市に呼び込むためにも効果的であると考えます。

そこで、住居借上支援事業の補助実績について高齢健康福祉部長に伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** この制度は、新たに介護職員を雇用する市内介護事業者に対し、雇用する方の住居の借り上げ経費の2分の1、最大月2万円を最長3年間補助するものです。令和6年度は新たに160名分の補助を行い、事業を開始した平成30年度から令和6年度までで合計683名分の補助を行っています。

○**東みちよ委員** そうした拡大に大変感謝するとともに、介護事業者からも好評だと聞いております。そうした支援を今後も継続的に実施してほしいと思います。

そこで、住居借上支援事業の今後の方向性について健康福祉局長に伺います。

○**佐藤健康福祉局長** この事業は介護職員の経済的負担の軽減につながるのと同時に、委員からも御紹介がありましたけれども、人材確保に大変効果があるということで事業者の皆様からも評価をいただいております。このため、申請件数は年々増えてきております。こうした状況を踏まえますと、補助対象人数のさらなる拡充であったり、あるいは今、制限を一部設けておりますけれども、1事業者当たり最大4名まで、こういったルールにつきましても、今後、多くの事業者に活用していただけるように内容の検討をしていく必要があるのかと考えています。

○**東みちよ委員** 介護人材確保のためにも、そうした利用のしやすさは今後検討していただけたらと思います。次に、介護ロボット等導入支援事業について伺います。人手不足の解消に向けては新たな人材確保の取組に加えて介護職員が長く働いていただけるような環境づくりも重要です。本市では、介護現場の業務の効率化を図り、職員の負担を軽減することを目的に介護ロボットやICT機器等の導入を検討する事業者に対し費用補助などを行っています。

そこで、介護ロボットやICT機器の導入に関する補助実績と導入した事業所からの声について高齢健康福祉部長に伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** 令和6年度は56事業所に対し施設入居者の見守りを支援するベッドセンサー、車椅子などからの移乗を支援するアシストスーツ、介護記録から報酬請求まで対応可能な介護ソフトの導入などの費用の補助を行いました。導入した施設からは夜間の定期巡回が減り身体的負担が軽減された、事務作業の時間が大幅に減り利用者対応に充てられているなどの声が挙がっており、業務効率化や職員の負担軽減等につながっているものと考えています。

○**東みちよ委員** 限られた人数で専門性の高いサービスを効果的、効率的に提供していくためには、そうしたICT機器の活用も重要だと思います。そこで、ICT機器等の導入拡大に向けた取組について健康福祉局長に伺います。

○**佐藤健康福祉局長** ICT機器等の導入は介護職員の負担軽減につながることを期待されますが、本市が行った調査におきましては、導入にハードルを感じている介護事業所が半数近くありました。このため、令和6年度から事業所のほうに専門家の方を

派遣いたしましたして事業所の課題に応じた助言などを実施するモデル事業を開始しております。こうした取組で得られた好事例などを基に報告会を開催いたしましたして、その場で横展開を図るとともに補助制度の今後の拡充なども検討してまいります。引き続き、多くの事業所でICT機器等の導入が進むよう支援を続けていきたいと思っております。

○東みちよ委員 今後もぜひあらゆる手だてを講じ、介護人材の確保、定着につながるよう取り組んでいただきたいと思います。介護業界では本当に様々なお声を聞きますが、慢性的な人手不足が課題となっております。その大きな要因の一つは残念ながら給与水準の低さ、処遇の低さであります。国が定める介護報酬によるところが大きいものではあります。我が市としては少しでもそうした介護職員の方が安心して快適に過ごせるような職場環境づくりに努めていただきたいと思います。また、我が党の新たな総裁、高市総裁も御自身の経験から介護職員の処遇改善は力を入れて進めたいということをおっしゃっておりますので、市からも国に対して働きかけていただくことを要望し、私からの質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 次に、小松範昭委員の質問を許します。（拍手）

○小松範昭委員 自由民主党横浜市会議員団の小松範昭です。東委員に引き続き会派を代表して質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、横浜市障害者就労支援センターについて伺います。

横浜市障害者就労支援センターは平成3年に1か所目が設置されて以来、現在は市内9か所で障害のある方々の就労を支援しております。近年、精神障害や軽度の知的障害がある方を中心に障害者手帳所持者は増加傾向にあり、就労支援の重要性は一層高まっています。こうした中、本年度、障害者就労支援センターに対し現状や課題の把握を目的とした事業のヒアリングを行ったと伺っております。

そこでまず、今回のヒアリングで把握した内容について障害福祉保健部長に伺います。

○片山障害福祉保健部長 9か所の就労支援センターで1か所当たり約3時間のヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、就労準備から職場定着まで一貫して支援できる点や一人一人に応じた柔軟な支援が行われている点など、就労支援センターの強みを確認できました。一方、障害者雇用に対する企業の理解促進が課題として挙げられました。全体として、現場の声を聞いてもらってよかったとの声をいただいているところでございます。

○小松範昭委員 一部の事業者からは事業が縮小されるのではないかと、障害のある方への支援が後退するのではないかとの声も聞かれます。そこで、今回のヒアリングは事業の縮小や削減を前提としたものなのか、障害福祉保健部長に再度お伺ひします。

○片山障害福祉保健部長 今回のヒアリングは、障害者の就労を取り巻く社会情勢や現状を本市と就労支援センターの間で共有するとともにセンターの強みや課題を詳細に

把握するために実施したものです。事業の縮小や削減を前提としたものではございません。

○小松範昭委員 一方で、障害者の就労支援については障害者総合支援法や障害者雇用促進法に基づく様々な国の事業が展開されています。これまでの市の就労支援センターの役割と重複する部分があり、また、各制度の名称、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業、指定特定相談支援事業など市民にとって分かりにくい状況であります。

そこで、国事業との役割分担を整理し市民が利用しやすい障害者就労支援センターにしていくべきと考えますが、健康福祉局長に見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 近年、国による就労に関する障害福祉サービスが拡充されてきたことにより障害のある方が利用できるサービスの選択肢が増えてまいりました。就職や職場定着の支援の充実などセンターを取り巻く状況の変化を踏まえまして、市民の皆様に分かりやすく利用しやすいセンターとなるようセンターや利用者の声を丁寧に受け止め、関係機関あるいは企業、有識者とも意見交換を行い、支援の充実について今後も検討を進めてまいります。

○小松範昭委員 事故による身体的障害、仕事のストレスによる精神的障害など退職、転職を余儀なくされることは誰の身にも起こり得ることです。障害者の就労支援事業が時代に合った形で今後もアップデートされることを期待して、次の質問に移ります。

次に、身寄りのない高齢者等への支援について伺います。

身寄りのない高齢者等への支援については、これからの超高齢社会を考えると、避けては通れない極めて重要な問題であると考えています。先日の一般質問において我が党の伊波議員からも質問させていただいたように、市会においても様々な議論が交わされています。つきましては、私からもこの問題に関して幾つか質問をさせていただきます。行政として身寄りのない高齢者等への支援をどのように進めていくかということも大事なことですが、その前提として、人生のエンディング期に向けて生じ得る様々な課題についてどうやって準備を進めていくのかということについて、市民の皆様お一人お一人に考えていただく必要があるようにも感じております。これらの人生のエンディング期に向けた準備を終活と呼ぶわけですが、今でこそこの終活という言葉は市民権を得てきたようにも思いますが、多くの方にとって終活を自分事として捉えるのはまだまだ一般的ではないように思います。

そこで、終活に関して市民が身近なことと感じられる取組について健康福祉局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 まずは多くの市民の皆様終活の重要性について知っていただくことが大切というふうに思います。そのため、終活の必要性や事前に準備していただきたいことをまとめたリーフレットを新たに作成いたします。また、高齢者を対象とした交流の場に直接出向いて終活の重要性についてお伝えしたいとも思います。加えて、新たに設置を予定しているあんしん終活サポートセンターで市民の皆様不安や

疑問をお受けしたいと思います。これらの取組を通じまして市民の皆様に終活を身近なものに感じていただきたいと思います。

○小松範昭委員 身寄りのない高齢者等への支援に関しては様々な自治体で取組が進んでいるところですが、ぜひ最大の基礎自治体である横浜市には横浜市ならではの先進的な取組を期待したいものです。そこで、身寄りのない高齢者等への支援に関する施策の検討を進めるに当たり重視する点について佐藤副市長に伺います。

○佐藤副市長 身寄りのない高齢者等への支援は日々の生活を送る上で生じる課題への支援と、また、葬儀、納骨といったお亡くなりになった後の支援に大別されると考えております。まずは日常の見守りや通院の同行、高齢者施設等に入所する際の身元保証といった日々の生活を送る上で頼れる方がいないことで直面する課題に対応することが重要と考えております。高齢者の皆様に施策の効果を実感していただけますように検討を進めていきたいと考えております。

○小松範昭委員 この分野について民間事業者による支援が先行しているとも聞いています。身寄りのない高齢者等への支援を考えるに当たって、行政だけで全てを賄おうとすることは無理があるようにも思います。

そこで、身寄りのない高齢者等への支援を考えるに当たっては民間事業者の力も活用しながら進めていくべきと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 身寄りのない高齢者等への支援を考えるに当たりましては、御指摘のとおり民間事業者が提供する既存のサービスの活用も踏まえて施策を検討していく必要があると思います。このため、現在、終活をサポートするサービスを提供する事業者や有識者の御意見などを伺いながら今後の施策の検討を行っています。人生のエンディング期に向けて安心してお過ごしいただけるよう、民間事業者とも連携して、しっかりと取組を進めていきます。

○小松範昭委員 大事な取組です。ぜひしっかりと取り組んでいただくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、敬老月間事業について伺います。

日本は世界でも有数の長寿国です。先月、厚生労働省から発表された100歳以上の高齢者の人数は老人福祉法が制定された昭和38年には全国で150人ほどでしたが、今年なんと9万9763人と間もなく10万人に達する状況です。また、横浜市では100歳以上の御長寿の方は前の年に比べて123人増加の2187人で、このうち女性が1864人と全体の85%を占めているとお聞きしております。私も地域に足を運びますと、高齢の女性の方が圧倒的に多いという印象を受けております。実際にデータでも示されております。また、先月、本市でも神奈川区にお住まいの市内最高齢の方の御自宅を訪問し長寿をお祝いされました。県内でも最高齢とのことで御家族に支えられながらお元気に過ごされているとのこと。このほかにも、横浜市では高齢者の長寿をお祝いするため9月を敬老月間と位置づけて様々な取組が実施されていると伺っております。

そこで、敬老月間における本市の取組状況について高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 市長による市内最高齢の方への訪問のほか、各区の最高齢者の方に対して敬意の品を贈呈しております。また、100歳以上の方々には市長からのメッセージカードを添えて御長寿のお祝い品をお贈りしています。65歳以上の高齢者の方には市内の動物園や観光施設の優待利用を御用意しております。

○小松範昭委員 国においても長年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者への感謝と敬意を表する大切な機会として、老人福祉法による9月15日が老人の日であり、国民の祝日に関する法律により9月の第3月曜日が敬老の日と定められており、2通り呼び名があるわけです。また、毎年9月には100歳を迎える高齢者に対し内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈られています。今年度は全国で5万2310人、横浜市では1208の方が対象とのことです。本市からの訪問やお祝い品の贈呈など皆で長寿を祝い、感謝の思いを示す取組は、市民一人一人が高齢者を尊重する気持ちを育み、共生社会の基盤となるものと考えます。

そこで、地域社会全体で高齢者を敬う文化を育むため敬老月間の取組をどのように展開していくか、健康福祉局長に見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 敬老月間事業は、高齢者の長寿をお祝いし社会の礎を築いてきた世代への感謝の思いを示すとともに、高齢者福祉への理解と関心を高めることを目的としています。引き続き、長寿への祝意を表すとともに敬老月間の意義や取組内容をSNSなどを通じて幅広い世代に周知するなど社会的機運の醸成に取り組んでまいります。

○小松範昭委員 横浜を支えてきた高齢者の方々が長生きを喜べる社会となるよう、高齢になっても安心して暮らせるぬくもりある市政に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、敬老パスについて伺います。

敬老パスについてはこの10月から地域公共交通にも適用され、運賃の半額程度で利用できるようになりました。地域公共交通は日常生活圏の移動がしやすくなるよう、一部の地域でワゴン型バスなどにより運行されている交通手段ですが、このことは高齢者の外出を促進するよい取組だと評価しています。

そこで、新たに敬老パスが利用できるようになった地域公共交通はどのようなものがあるのか、高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 10月1日から敬老パスが利用可能となった地域公共交通は鶴見区ののるーとTSURUMI、南区のおでかけ号とおおたループバス、旭区の四季めぐり号と本宿東部・川島町西地区小型バス、泉区のEバス、戸塚区のこすずめ号とあきなちゃんの合計8路線です。

○小松範昭委員 市にはまだ公共交通圏域外の地域が点在しています。地域における移動の課題を解決するためには地域公共交通を充実させていくことが必要であり、そのための運行事業者支援の取組が都市整備局において進められているところです。一方で、地域公共交通を定着させていくためには多くの方に利用していただくことも重要です。このため、高齢者にも利用していただけるよう敬老パス側からの取組も必要だ

と考えます。

そこで、地域公共交通における敬老パスの利用を促進するための取組について高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 敬老パスが利用可能な地域公共交通ごとに、制度の概要や利用方法などを記載したチラシを作成いたしました。運行地域にお住まいの高齢者の皆様に向けてこのチラシを用いて地区定例会等で御説明したほか、地域の掲示板への掲出や各戸配布など行っています。今後も地域に合わせた周知に取り組み、地域公共交通における敬老パスの利用を促進していきます。

○小松範昭委員 敬老パスを利用しやすい制度とするためにも地域公共交通に適用を拡大したことはよいことだと思っております。しかし、敬老パスにはバス事業者の負担が重くなっているという従前からの課題があり、この解決に取り組むことも重要です。

そこで、バス事業者の負担軽減は喫緊の課題だと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 敬老パスは、長年にわたり高齢者の皆様の社会参加を促進し親しまれてきた制度であり、バス事業者の御協力の下、成り立っております。バス事業者は厳しい経営環境にあるということは認識しておりますので、負担の在り方につきましては引き続きバス事業者の皆様と丁寧に協議を重ねていきたいと思っております。

○小松範昭委員 最近は車体に広告が貼られたラッピングバスをよく目にしますが、背景にはバス事業者の厳しい経営状況があると私は考えております。健康福祉局においてもバス事業者の負担軽減に取り組むことを要望して、次の質問に移ります。

次に、もの忘れ検診について伺います。

認知症は、早い段階で気づいて医療や適切なケアなどにつながることで重症化を防ぐことができると言われています。本市の認知症高齢者数は今後ますます増加することが見込まれており、2040年には約17万9000人に達すると推計されております。さらに、認知症の前段階である軽度認知障害も含めると高齢者のうち3人に1人程度は認知機能の低下を抱える可能性があるとされています。本市では令和元年度からもの忘れ検診を実施しております。もの忘れ検診は認知症の診断を受けていない方を対象に身近な医療機関で自己負担なく受けることができ、手軽でよい取組だと私は思っております。

そこで、もの忘れ検診の実績について高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 令和6年度は市内165か所の医療機関で検診を実施し、受診者数は2956人で年々増加しております。検診の結果、認知症または認知症の前段階である軽度認知障害の診断につながった方は591人で受診者数の約20%でした。

○小松範昭委員 認知症は誰もがなる可能性のある脳の病気で、症状が軽いうちに適切な対応や治療を受けることで発症を遅らせたり、症状を軽く抑えたりすることができる可能性があります。令和5年度からは、もの忘れ検診の対象年齢を高齢者だけでなく若年性認知症の有病率が高まる50歳以上でも受診できるようになっています。日常

生活の中で、最近、物忘れが多い、以前のように仕事がこなせないといった不安を感じる場面があったときに気軽に受診できる仕組みがあることは非常に心強いと思います。

そこで、もの忘れ検診を50歳以上に広げたことによる効果について健康福祉局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 対象年齢を拡大したことで若年性認知症に対する不安を感じている方が受診しやすくなったと思います。その受診の結果、若年性認知症と診断された方がいらっしゃった場合は認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーターと早期につながっていただくことで、今後の治療や生活上の困り事の相談、様々な制度の利用案内、こういったものを受けることができるようになっております。

○小松範昭委員 もの忘れ検診についてより多くの市民に知ってもらい、早期発見、早期対応につながることを希望して、次の質問に移ります。

次に、地域ケアプラザの高齢者デイサービスについて伺います。

地域ケアプラザは平成3年11月に第1館目が開所した身近な福祉、保健の拠点です。これまで、社会情勢や施策の変化により居宅介護支援や地域包括支援センターなど様々な機能が追加されてきましたが、当初からあった機能の一つである高齢者デイサービスについては、整備された時期によってはその機能を併設しておらず、整備当初から実施していない施設もあります。

そこで、整備当初からデイサービスを実施していない地域ケアプラザがある理由について地域福祉保健部長に伺います。

○高木地域福祉保健部長 地域ケアプラザが開所した平成3年当時、市内のデイサービスは16施設と限られておりました。そのため、地域ケアプラザがデイサービスを実施することで高齢者の在宅生活を支えてまいりました。しかし、平成12年に介護保険制度が始まり、民間事業者によるデイサービスが増えてきたことから、平成15年度以降に新たに設計するケアプラザから原則としてデイサービスは行わないことといたしました。

○小松範昭委員 現在は介護保険制度の導入から25年が経過しており、まちなかでも多くの民間事業所がデイサービスを実施している様子を目にします。そこで、市内のデイサービス事業所数の推移について高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 デイサービスの事業所数は令和7年4月時点で1073か所です。介護保険制度が始まった平成12年4月の128か所から比較すると約8.4倍となっております。

○小松範昭委員 こうした状況の中で地域ケアプラザのデイサービスが現在どのぐらいの方に利用されているのかも気になります。そこで、地域ケアプラザのデイサービスの利用状況について地域福祉保健部長に伺います。

○高木地域福祉保健部長 地域ケアプラザの1施設当たりのデイサービス契約者数は令和6年度には89人とピーク時の平成17年度の201人と比べ半数以下に減っております。また、令和6年度の平均利用率は67%で、民間事業所の整備が進んだ地域では利

用率が50%未満の施設も見受けられます。

○小松範昭委員 民間事業所によるサービス提供が少ない時期から地域ケアプラザがデイサービスを実施し市内の高齢者の在宅生活をしっかりと支えてきたことは評価できます。また、地域ケアプラザのような公的な施設がデイサービスを提供することは地域にお住まいの方の安心感につながっているのではないかと思います。

しかし、以前と比べて多くの民間事業所がサービスを提供している最近の市内のデイサービスの状況を踏まえると、今後も指定管理業務としてデイサービスを継続するか検討すべきと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 地域ケアプラザのデイサービスは民間事業所の整備が進んだ地域におきましては利用者数が少ないといった施設が見受けられます。また、開所から年数がたっている施設もたくさんあります。このため、今後、地域ケアプラザの指定管理業務としてデイサービスを継続していくかにつきましては、利用状況であったり、周辺事業所の充足状況など個々の施設を取り巻く状況を踏まえながら検討すべき課題だと認識しております。

○小松範昭委員 地域ケアプラザには、デイサービスの在り方に加え施設の老朽化や地域ケアプラザの機能の一つである地域包括支援センターの専門職の確保など様々な課題もあると認識しています。いずれも一朝一夕に解決できるものではございませんが、一つ一つ検討を進めていただくよう要望し、次の質問に移ります。

次に、屋外の受動喫煙防止に向けた広報啓発について伺います。

健康増進法では屋内施設は原則禁煙とされていますが、屋外は規制がなく喫煙時の配慮義務にとどまっています。しかし、屋外での受動喫煙対策を求める市民からの意見は年々増加しており、特に子育て世代や高齢者の方々から切実な声が寄せられています。本市では本年4月から横浜市内全ての公園が禁煙となりましたが、屋外での受動喫煙対策が必要な場所はほかにも多くございます。特に駅周辺では通勤・通学時間帯を中心に喫煙者が多く集まっている状況が見受けられます。ここでスライドを御覧ください。（資料を表示）私の地元である新子安駅周辺でも路上喫煙が常態化していましたが、小学校児童が作成した受動喫煙防止を呼びかけるポスターの掲示など、地域と連携した取組により喫煙者は減少傾向にあります。受動喫煙を防ぐためには広報啓発による意識の向上が不可欠であると考えます。

そこで、屋外での受動喫煙防止に向けた広報啓発の取組について健康推進部長に伺います。

○樋田健康推進部長 望まない受動喫煙を防止するため、SNSを活用した情報発信、路上喫煙の多い場所への看板の掲示やパトロールの実施などに取り組んでいます。今年度は、公園等の禁煙化に伴い新たに公園周辺の電柱広告を活用し啓発を行ったほか、パトロール回数も増やして実施しています。今後も、屋外での受動喫煙防止対策の強化に向けて、喫煙者が多い駅周辺などを中心に関係局や地域の皆様と連携した広報啓発の取組を進めていきます。

○小松範昭委員 今後は従来の手法にとらわれず地域や関係機関ともしっかりと連携し

ながらより効果的な広報啓発を進めていただきたいと思います。受動喫煙のない誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を期待し、次の質問に移ります。

次に、東部方面斎場について伺います。

超高齢社会の到来により全国的に火葬需要が増大する中、火葬待ちや東京都の民営火葬場による値上げなど火葬に関わる問題が大きく報道されています。そのような中、本市においては将来にわたる火葬の安定供給のため、現在、鶴見区大黒町において令和9年3月の開所を目指し、市内5番目の市営斎場となる東部方面斎場を建設しているところであり、順調に進んでいると認識しています。これまで鶴見区、神奈川区、港北区の市内東部地域の市民の皆様は近くで利用できる市営斎場が久保山斎場しかなく、予約が取りづらい場合などにおいては近隣の川崎市の市営斎場を利用する方も多いと聞いています。このような状況から鶴見区の皆様からも東部地域に斎場をつくってほしいという要望書を頂いたこともあり、最終的に鶴見区での整備が決定したという経緯があったものと記憶しております。東部方面斎場が開所したら本当に東部地域の皆様の利便性が向上するのか、また、恩恵を受けられるようになるのかが気になるところです。

そこで、開所による市内東部地域に住む市民にとってのメリットについて斎場墓地等担当部長に伺います。

○浦崎斎場墓地等担当部長 市内東部地域の鶴見区、神奈川区、港北区の3区は近くに市営斎場がないことから、ほかの区に比べて市営斎場での火葬割合が低い傾向にございます。東部方面斎場の開所によりまして、東部地域にお住まいの市民の皆様にとって市営斎場がより利用しやすくなるとともに、火葬可能枠の拡充により御希望に沿った日程でお別れの場を設けやすくなる環境が整うと考えております。

○小松範昭委員 東部方面斎場の整備により東部3区の皆様の利便性が大きく向上することを期待しています。東部方面斎場は火葬炉の数が16炉と北部斎場に並ぶ市内最大規模の斎場になると聞いています。東部方面斎場が開所すると市全体の火葬供給力が大きく上昇し、東部地域だけでなく市全体への効果も大きいものと見込まれます。

そこで、開所による市全体への効果について健康福祉局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 東部方面斎場の開所により、新たに年間約1万2000件の火葬が可能となり、市全体で年間約4万9000件の火葬枠が確保できます。これにより火葬待ち期間の短縮が期待されるとともに、市内の火葬需要につきましても開所後30年程度は対応可能となると見込んでおります。また、火葬需要に応えながら順番に既存斎場の大規模修繕を行うことで安定的な斎場運営につながります。さらに、方面別に市営斎場が整備されることで災害時の被害リスクが分散され、火葬能力の確保も期待できます。○小松範昭委員 東部方面斎場の開所については東部地域はもちろんのこと、多くの市民の皆様が望んでいることですので、令和9年の開所に向けて引き続き着実に整備することを要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 質問者がまだ残っておりますが、この際60分間休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後0時35分再開

○谷田部孝一副委員長 休憩前に引き続き決算第一特別委員会を開きます。

○谷田部孝一副委員長 それでは、質問を続行いたします。

高橋正治委員の質問を許します。（拍手）

○高橋正治委員 公明党の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず、健康福祉局の健康というのは後で言いますけれども、福祉というのは、意味合いというのは要は公的に人々が幸福で安心した暮らしをしていけるという、簡単に言うとふだんの暮らしの幸せというのを実現していくのが健康福祉局の福祉という言葉だと思います。WHOは健康を身体的、精神的、社会的に良好な状況と定義しているわけですが、健康とは単に病気がない状態ではなく個人と社会のつながりも含めた広い意味を持っています。人が人らしく生きるためには個人と社会の関係性が不可欠ということなのです。

そこで初めに、この個人と社会のつながりという観点から健康福祉局が果たすべき役割について局長の御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 昨今、ライフスタイルの変化などによりまして、例えば地域社会におけるつながりが薄れてきていると言われていています。そのことは、例えば健康福祉局が実施しているいろいろな調査からも明らかになってきています。そうした中でも誰もが安心して暮らせる地域社会となるように孤立や孤独を防いだり、あるいは個人と社会とのつながりを支え育むことが健康福祉局の役割かと考えています。そのためにも、私たちの取り組む事業としては社会参加の機会あるいは地域との関わりの場の創出であったり、身近な地域の支え合いの仕組みづくり、そういったものに全力で取り組んでいく必要があるのかと考えています。

○高橋正治委員 そういった地域の緩やかな柔らかいつながり、うざったいと言ったら言葉が悪いですが、本当にそういった関係性をつくっていくことだと思います。

次に、決算を振り返っていくということは今後の施策の改善に通じると思います。

そこで、令和6年度の健康福祉局の決算に対する所感も局長にお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 令和6年度は地域の支え合い、つながりづくり、障害者支援の充実、認知症、介護予防への取組など地域の中で安心して暮らしていただくための施策を展開してまいりました。また、物価高などに対する給付金の給付、健康づくり、生活基盤の安定、地域ケアプラザや斎場の整備などの施策を通じまして、市民の皆様の将来の安心に向けて様々な分野にわたりますけれども、取組を着実に進めることができたのかと評価しています。

○高橋正治委員 今後のこの施策展開に向けた課題の認識と成果の整理をお願いして、

次の質問に移ります。

次に、第3期健康横浜21についてですけれども、本市では健康寿命の延伸を目指し第3期健康横浜21が策定され、令和6年度から取組がスタートされたわけですが、本計画はライフステージに応じた市民行動の目標が定められているのです。そこで、個人の健康に関する意識を高めるため本計画の初年度にどのような取組を実施したのか、これは健康推進部長にお伺いいたします。

- 樋田健康推進部長 個人の健康意識が高まる機会となるよう、横浜市立大学の学生参画の下、若い世代の発想を生かしたイベントを開催し、有識者や大学生等によるパネルディスカッションや骨密度測定のブース出展などを行いました。そのほか、延べ4万2000人が参画したオンラインの健康クイズイベントの実施や新たに開設した公式インスタグラムでの情報発信等を通じて市民の健康意識の向上に取り組みました。
- 高橋正治委員 健康寿命の延伸には健康的な生活習慣を継続していく仕組みづくりが大切だと思いますけれども、そこで、健康的な生活習慣が継続できるような仕組みを整えていくべきと考えますが、局長に御見解をお伺いいたします。
- 佐藤健康福祉局長 健康的な生活習慣の継続には自身の健康状態を把握し日々の行動に生かす仕組みが重要と考えています。その仕組みの一つによこはまウォーキングポイント事業がございまして、この事業で使用している現在のアプリにつきましては歩くことに特化しておりますが、今後は健診結果や日常的な健康の記録等の機能を備えたアプリに更新して、より健康的な生活習慣が継続できるような仕組みにしていきたいと思っております。このよこはまウォーキングポイント事業だけでなく、引き続き市民の皆様の継続的な健康づくりを支援するために様々工夫を図りながら健康横浜21を推進していきたいと思っております。
- 高橋正治委員 よこはまウォーキングポイントに関しては歩数計から進化してアプリになりましたけれども、私も使っていて、体重を入れるとか、血圧を入れるとか、ちょっと入れづらいので、その辺のインターフェースというか、その辺が継続的に支援ができるような工夫もお願いします。

次に、フレイル予防なのですけれども、令和4年度の健康とくらしの調査ではコロナ禍による外出制限で高齢者のフレイル状態が進行したとの調査結果がありました。一方で、早期の気づきと社会参加がフレイルの改善につながります。

そこで、フレイル予防の普及啓発の取組について高齢健康福祉部長にお伺いいたします。

- 新井高齢健康福祉部長 フレイル予防に関するリーフレットを作成し地域ケアプラザ等で配布しているほか、フレイルに関する講演会や予防のための講座を実施しております。また、医療関係団体や民間企業などと連携し区民まつりなどのイベントに健康相談やフレイル状態のチェックを行うブースを設けるなど、市民の皆様にフレイルを知っていただくきっかけづくりに取り組んでおります。
- 高橋正治委員 高齢者の方が外に出て人と関わる機会を持つことが心身の健康を保つ上で非常に重要だと感じます。そのため、本市ではよこはまシニアボランティアポイ

ント事業を実施しているのですけれども、地域への貢献を通じた生きがいがづくりに役立つものでフレイル予防の推進にもつながる有意義な取組です。

まず、令和6年度における登録研修会に参加された方の人数と実際に活動された人数について高齢健康福祉部長にお伺いいたします。

○**新井高齢健康福祉部長** 令和6年度の登録研修会には1315の方に御参加いただきました。また、実際にボランティア活動をされた方は8097人となっております、いずれも前年度より増加しております。

○**高橋正治委員** 私も先日、登録してみましたけれども、今後さらに制度を充実させていくためには事業の効果、課題を客観的にデータで把握していくことが必要だと思います。ですので、そこで、活動者のデータを収集し分析、検証を進めていくことが重要と考えますが、局長の御見解をお伺いいたします。

○**佐藤健康福祉局長** 活動者のデータを収集し分析、検証を進めることは事業の効果や課題を把握する上で大変重要なことと認識しております。より多くの方に御参加いただける事業となるように、活動実態の的確な把握に加え介護保険データや医療データの活用も視野に入れながら事業の効果や課題を幅広い観点から分析、検証できる方法について今後検討していきたいと思っております。

○**高橋正治委員** データを分析してナッジ理論とか、そういうふうには誘導していくというデータドリブンとか、データによってこれから運営していただきたいと思っております。

次に、敬老パスなのですけれども、我が会派は高齢者の社会参加や健康維持のため敬老パス制度を長年にわたって積極的に支持、育成というか、育てて一緒にやってきました。敬老パスは高齢者の外出支援と社会参加を推進に寄与する重要な制度である一方、バス事業者の負担が大きくなっていることも私は課題だと感じております。

そこで、令和6年度のバス利用の回数とバス事業者への負担金の支出実績をそれぞれ高齢健康福祉部長にお伺いいたします。

○**新井高齢健康福祉部長** 令和6年度の敬老パスによるバスの総利用回数は8051万3286回です。バス事業者への負担金ですが、民営バスが約63億2800万円、市営バスが約36億2100万円、合計約99億4900万円をお支払いしております。

○**高橋正治委員** 今のお話を伺っても、うちの市営バスというか、そこに行っているのですけれども、そこは身内の会社といたらなんのですけれども、関係会社ですからあまり文句は言えない——文句ではないですね。御意見は言えないと思うのですけれども、バス事業者の負担金はバス事業者と横浜市で協議して決定しているのですけれども、これは正規運賃との差額についてバス事業者に一定の御負担をいただいているのです。その中で、実際、バス事業者の皆様からは負担軽減を求める要望書が何度も出てきていると。

そこで、バス事業者の負担軽減に取り組むべきと考えますが、局長の御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 バス事業者からの負担軽減の要望は運転手不足や燃料費高騰など厳しい経営環境にあることを背景とした切実なものと受け止めています。敬老バス制度はバス事業者の皆様との御協力なしには成り立たない制度です。引き続き、バス事業者の皆様と丁寧に協議を重ねてまいります。

○高橋正治委員 ICカード化したりとか、そういうことをして正確にデータを把握して、まさにデータドリブン、バス事業者の御要望もしっかりと受け止めていただき、これはやはり制度として高齢者の健康増進というか、健康寿命を延ばす取組として進めていただきたいと思います。

次に、地域の支え合いということで伺います。

地域では、隣近所の方について、顔も知らないという回答するのが6人に1人を上回るなどつながりの希薄化が課題だと思います。今年は地域福祉を支える民生委員の3年に1度の一斉改選の年でもあります。候補者を探すことが難しかったという声や候補者が見つかって活動の大変さから断られたという苦労の声も伺っているところです。この民生委員制度は大正6年に岡山県で誕生した済世顧問制度を始まりとし、生活に困窮されている方々の支援を主体的に担っていただく信望のある者、また篤志家などを済世顧問として委嘱する制度としてスタートしました。そして、戦中、戦後の時代を超え、地域福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた100年以上続く民生委員制度が今後どのように変化していくのか、それは気になるところであります。

そこで、今の時代の民生委員にどのようなことを期待し、候補者の選出に当たっては地域に対してどのような思いを伝えて依頼しているのか、局長にお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 民生委員の皆様には、地域で顔の見える関係を築きながら困り事のある方を関係機関につなげたり、地域団体と連携したり、地域を緩やかに見守っていただくことを期待しております。また、民生委員は地域の方に寄り添い地域の安心とつながりを守る大切な存在です。地域の皆様へは委員活動の意義や役割を丁寧に伝えし、地域を支える身近な相談役として御活躍いただける方の御推薦をお願いしています。

○高橋正治委員 現在、本市で活動されている委員の方は約3分の1が1期目の委員と伺いました。また、思ったより活動が大変だと感じ1期で辞められる方も多いと伺っているところですが、時代の変化に合わせながらこれまでも活動を変化させてきた民生委員制度です。つながりが希薄化する現代だからこそ重要な存在であり、今後の地域社会の中で民生委員が人と人をつなげる役割を果たしていけるように取り組む必要は大変重要であります。

そこで、今後も、地域の中で民生委員がその役割を果たしていくようにどのような思いでこの制度に向き合っていくのか、これは副市長にお伺いいたします。

○佐藤副市長 地域におきましては、先ほど来から議論にも出ております身寄りのない高齢の方、あるいはほかの方との交流を好まない、そういった方もいらっしゃると思います。そういう方たちを日々見守り、支えている、また人とのつながりづくりとい

う観点から活動して下さっている民生委員の役割というのはやはり非常に重要であると、そこは強く感じております。今後も民生委員の皆様が生き生きとやりがいを持って活動が行えるように、委員の皆様の御意見もお伺いしながら負担軽減や活動支援の取組にしっかりと取り組ましまして、民生委員制度を次世代にもしっかりとつなげていく、そういう視点からの取組が必要だと考えております。

- 高橋正治委員 民生委員にもしっかりと寄り添って、本当にこの制度、しっかり緩やかなつながりをつくっていただきたいと思います。ところで、この地域では支え合いや日頃から気かけ合う緩やかなつながりが大切なのですけれども、民生委員に加えてつながり機能のハブ機能と言ったらなんですけれども、地域ケアプラザも重要な役割を担っているのです。今日の議論でもいろいろ地域ケアプラザも出ていましたけれども、一方で、この地域ケアプラザを取り巻く環境も大きく変化しています。これは行政サービスとして本当にお正月以外全部開いているというところがすごいことなのです。

それで、将来を見据えた検討が求められているところなのですけれども、そこで、この地域ケアプラザの将来の地域での役割をどのように考えているのか、これも副市長にお伺いいたします。

- 佐藤副市長 地域ケアプラザは高齢者人口の増加に対応するため、この30年で様々な役割や機能を追加してまいりました。支援が必要な方のニーズの多様化に伴いまして、現代ではその業務の困難さも増してきていると感じております。また、それらを支える専門職の人材確保についても課題が生じているという状況はあります。しかしながら、この地域ケアプラザが地域の皆様に寄り添い、身近な福祉保健の拠点といたしまして相談支援と地域活動支援の両方の役割を果たしていくということについては今後も変わらないと考えております。引き続き、その役割を果たしていけるよう取り組んでいきます。

- 高橋正治委員 地域ケアプラザ、民生委員、どちらも本当に地域のインターフェース、地域に関わっていくということなので、しっかりと取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、ケアマネジャーの支援なのですけれども、ケアマネジャーは介護保険制度の要です。業務負担の軽減が喫緊の課題と思っておりますけれども、そこで、ケアマネジャーの負担軽減に向けた取組について高齢健康福祉部長にお伺いいたします。

- 新井高齢健康福祉部長 近年、入退院の手续や救急車への同乗など本来業務ではない、いわゆるシャドワークが課題となっております。そのため、ケアマネジャーの業務を利用者や御家族に正しく理解していただくためのリーフレットを作成し、初めて介護保険を利用されるときなどに御説明をしております。また、ケアマネジャーを含めた介護従事者の精神的負担を軽減するため、利用者等からのハラスメント被害に対応する相談窓口としてハラスメント相談センターを設置しております。

- 高橋正治委員 そういう意味で、業務またメンタル面のサポートということなので考えていくと、これからどうそれを進化させていくかということなのですけれども、今後も

ケアマネジャーの負担軽減に向け業務の効率化を一層進めていくべきと考えますが、局長のお考えをお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 ケアマネジャーの負担軽減を考えた場合に、まず業務の効率化が必要だと思います。そのためには一番効果的なのが事務作業の負担軽減なのかと思います。ですので、今後、ICTをうまく活用していくことがケアマネ業務の負担軽減に直接つながるのではないかと思っています。そのため、クラウド上でケアプラン等を共有して事業所間の連絡調整事務の負担を軽減できるケアプランデータ連携システムの導入支援を積極的に進めていきます。そのほかにも、AIによるケアプラン作成など様々なICT技術の有効性を見極めながら業務の効率化を促進し、ケアマネジャーの業務負担の軽減を推進していきます。

○高橋正治委員 ICTとかAIというキーワードが出ましたけれども、それも大切ですが、人がそういったサポートでつまづいたときに人的サポートということもできるところをつくっておかないと、機械任せにしないようお願いしておきます。

次に、認知症施策なのですけれども、横浜市はこれまでも認知症疾患医療センターなど様々な認知症施策について着実に取り組んできたわけですけれども、施策の一つに行方不明時の早期発見に向けた取組として認知症高齢者等見守りシール事業があります。

そこで、この認知症高齢者等見守りシール事業の課題と今後の取組について局長にお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 令和6年度の見守りシール事業の利用者数は2216人で、こちらは年々増加はしております。しかし、認知症高齢者数は約13万人と推計しておりますので、利用者はその一部にとどまっております。したがって、さらなる事業の周知が必要ではないかと考えております。このため、ホームページや各種案内物への掲載、イベント等を通じまして市民の皆様へ周知をさらに進めていきます。また、地域の医療・福祉専門職向けの研修やキャラバン・メイトへの研修なども活用いたしまして事業の積極的な周知を行い、利用者の増加につなげていきます。

○高橋正治委員 シールというのは持っていなければいけないとか、シールというのはそれがなければいけないのですけれども、最近では、本人を特定するため、例えば個人の顔の特徴をデジタルデータとして認識する、要は照合する技術というのは、皆さんもお持ちのスマホもそうですけれども、そういうことを考えたら、顔というものを使うことも大切だと思うのです。そこで、今後、行方不明の認知症高齢者等を早期に発見するためには顔認証などのICT技術の活用が有効であると私は思いますが、局長の御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 認知症高齢者の中には予期せず遠方まで移動し行方不明になってしまう場合もあります。そういったことに備えて顔写真を事前に登録し、保護された方との突合を行う顔認証技術の活用は御本人の安全と御家族の負担軽減にもつながると思います。既に実用化されている事例もあるということは承知しておりますので、本市における将来的な活用に向けて情報収集を進めていきたいと思っております。

○高橋正治委員 その一方で、在宅で認知症高齢者を介護することが難しくなった場合には施設への入所を選択することも考え、そうした方々を受け入れる施設側の体制を整える必要があるわけですが、先日の総合審査において我が党の行田議員が特別養護老人ホームにおける認知症ケア入所促進事業の課題と改善策についてお伺いしました。今年度、見直したことで入所につながる人数は増えております。しかし、長期にわたる入所待ちの方は多く、施設における認知症高齢者の受入れをさらに進めていく必要が必要だと思えます。

そこで、特別養護老人ホームにおける認知症ケア入所促進事業の今後の取組について局長にお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 今年度から、高齢者施設・住まいの相談センターによる入所申込者と施設のマッチングに取り組みまして、入所につながる方は増えてきてはおります。一方で、そのマッチングをする際に当たって、入所申込者の希望と施設の支援内容をあらかじめ把握した上で、その申込者に適した施設を御案内するために丁寧な調整を行う必要があります。このため、入所までに時間がかかっているケースが散見されております。委員の御指摘がありましたように、まだ多くの方がお待ちになっておりますので、早期の入所につながるように、この相談センターの体制強化を今後しっかりと図っていきたいと思えます。

○高橋正治委員 本当に体制を強化していく中でこれから認知症高齢者は増えていくわけですが、在宅、施設の両面から支援を強く要望しておきます。

次に、精神障害者の退院支援についてですが、精神障害者の退院支援についてはこれまでも度々質問を行ってまいりました。精神障害者の長期にわたる入院が続く傾向の中で地域移行を進める支援が必要だと思えます。

そこで、精神病院から退院するための支援の取組状況について障害福祉保健部長にお伺いいたします。

○片山障害福祉保健部長 本市では長期入院患者が退院に向けた一歩を踏み出せるよう、グループホームなど地域の福祉施設の見学、買物や外泊の練習、住まい探しなどの支援を行う精神障害者退院サポート事業を実施しています。令和6年度は213名の方を支援し80名の方が退院されました。引き続き、より多くの方が地域生活に移行できるよう取組を進めてまいります。

○高橋正治委員 今でも1年以上の長期入院をしている方は市内精神病院の約50%と伺っております。さらに、この地域への移行を進めていく必要があるわけですが、入院生活を続ける中で退院のイメージが持てなくなり、入院が長期化することもあります。

そこで、長期入院者に対する新たな支援が必要であると考えますが、局長の御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 長期入院されている方は面会の機会が少なくなるなど外部とのつながりが希薄となり、退院への意欲の低下が起きやすくなります。そのため、社会との接点を意識した支援が必要と考えています。そこで、今月から新たに入院者訪問支

援事業としてピアサポーターを含めた訪問支援員を精神科病院へ派遣いたしまして、面会交流を行っております。この事業を通じまして入院されている方の社会的孤立を防ぎ、自分らしい生活が実現できるよう取組を進めていきたいと思っております。

○高橋正治委員　そういう意味では、魂にはメスが要らないという言葉がありますけれども、魂は本当に人間の対話が大切だと思います。そういう意味でも精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築も必要だと思いますので、取組の強化を要望しておきます。

次に、横浜市障害者就労支援センターですけれども、本市は国の制度に先駆けて障害者就労支援センターを独自に設置し、障害のある方やその御家族、企業からの相談に対応してきました。また、ハローワークや企業、福祉事業所など地域との連携を進めていると聞いておりますが、その役割は極めて重要だと思います。

そこで、障害者就労支援センターの支援内容について障害福祉保健部長にお伺いいたします。

○片山障害福祉保健部長　市内に9か所ある障害者就労支援センターでは、就職を希望する方や就労を継続したい方を対象にビジネスマナー講習や面接支援、職場訪問による就労継続サポートなどに取り組んでいます。また、障害福祉事業所やハローワーク、特別支援学校などの関係機関を集めた情報共有会議を開催し、障害者の就労支援に向けた連携強化や困難事例の対応検討など支援力の強化にも取り組んでいるところです。

○高橋正治委員　就労支援センターの設置から約30年が経過し、その間、精神障害者の増加など障害者就労を取り巻く環境は大きく変化しているわけです。その変化に対応した見直しも必要だと思います。

また一方で、法定サービスではカバーできない方への支援など就労支援センターならではの柔軟な対応力も評価されていると思っておりますけれども、そこで、社会状況や制度の変化に即した就労支援センターに発展させていくべきと考えますが、局長に御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長　障害者就労を取り巻く環境は法定サービスの拡充や雇用制度の度重なる改定、ICTの発展に伴う多様な働き方など大きく変化してきています。また、従来の障害種別に加えまして発達障害の方の増加など支援ニーズは多岐にわたっています。こうした現状を踏まえまして、各センターが持つ支援の特徴やこれまで築き上げた地域ネットワークを生かしながら就労支援施策全体の質の向上を目指して、就労支援センターの在り方について検討を進めていきます。

○高橋正治委員　誰もが安心して働ける社会の実現に向けた支援を強く期待しておきます。

次に、聴覚障害者の情報保障についてなのですが、本年6月に施行された手話施策推進法では、手話は使用する方にとって日常生活や社会生活を営む上で欠かせない言語であり、重要な意思疎通の手段でもあると位置づけられています。その法の施行を受け、手話通訳者等の育成と情報保障の充実が急務だと思います。

そこで、手話通訳者等の育成状況について障害福祉保健部長にお伺いいたします。

○片山障害福祉保健部長 本市では、ボランティアとして意思疎通を支援する手話奉仕員になるための講習と本市が認定する手話通訳者の受験資格を得るための講習を実施しています。それぞれの講習では手話技術の習得に加え聴覚障害者の生活や文化への理解を深める内容も取り入れています。昨年度は習熟度に応じ計8コースでそれぞれ週1回程度の講義を通年で実施し、手話奉仕員と手話通訳者を合わせて210人養成しました。

○高橋正治委員 育成が進められていますが、手話通訳者等の高齢化も進んでいるわけです。通訳者を育成するための講師自体も不足していると伺っています。情報保障に影響を及ぼすと考えます。

そこで、聴覚障害者の情報保障に関する取組の方向性について局長にお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、手話奉仕員や手話通訳者の確保に向けまして講習を行っております。それに加えて、講師の育成や大学の手話サークルへの出前講座などを行い、若い世代や幅広い市民への理解促進に努めています。また、区役所の窓口ではタブレット端末を活用した遠隔手話通訳や音声認識による文字通訳などの対応を行っています。今後も障害特性に応じた円滑な意思疎通ができる環境づくりを推進し、手話を含めた情報保障の充実を図っていきます。

○高橋正治委員 法の施行や日本で初めて行われるデフリンピックを契機に手話普及も含めた聴覚障害者の理解の促進、また、心のバリアフリー、情報保障の充実を進めていただきたいと思います。

最後に、情報登録事業について伺います。

急速に高齢化が進む中で、高齢者の生き方だけではなく人生の最終段階に向けた準備も必要だと思います。高齢者が安心して人生の最終段階を迎えられる社会の実現には事前の情報登録が大変重要だと私は思います。しかし、現実的には孤独死や孤立死、また無縁遺骨といった問題が顕在化しているところです。

そこでまず、本市における無縁遺骨の受入れ数がこの5年間でどのくらい増えているのか、生活福祉部長にお伺いいたします。

○榎本生活福祉部長 令和6年度は1912の御遺骨を受け入れました。令和元年度は1332の御遺骨を受け入れましたので、この5年間で約1.4倍増加しております。

○高橋正治委員 本来であれば埋葬を希望するお墓があったり、訃報を伝えるべき知人や関係者があったにもかかわらず最期を迎えられたと思うのですが、安心して人生の終わりを迎えられる社会に向け、生き方とともに人生の最終段階へ向けた準備にも真剣に向き合う必要があります。本市ではこの秋に緊急連絡先やエンディングノートの保管場所等を事前に市に登録する情報登録事業を始めています。

そこで、情報登録事業に登録していただくことが高齢者の尊厳を守ることにつながると考えますが、局長の御見解をお伺いいたします。

○佐藤健康福祉局長 情報登録事業は、身寄りのない方であっても緊急時や亡くなられ

たときにその方の意思を尊重した医療や葬儀等の対応が可能となります。安心して人生の終わりを迎えられる環境づくりにもつながる事業と考えています。より多くの方にこの事業を御活用いただけるよう、あらゆる機会を捉えてもしものときの意向について登録いただくことの重要性を周知していきたいと思えます。その上で、11月下旬の登録開始に向けてしっかりと準備を進めていきたいと思えます。

○高橋正治委員 一人でも多くの方がその人らしい人生の最期を迎えられるよう、情報登録制度をしっかりと進めていただくことをお願いしておきます。

最初に申し上げたとおり、人々が健康で社会と関わってふだんの暮らしの幸せを目指す健康福祉局に期待し、質問を終わります。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 次に、越久田記子委員の質問を許します。（拍手）

○越久田記子委員 立憲民主党の越久田記子です。よろしくお願ひします。

初めに、障害者の文化芸術活動の推進について伺います。

横浜市には、障害者スポーツや文化活動の拠点として横浜ラポールとラポール上大岡の2施設がありますが、横浜ラポールにおいては令和6年10月から令和8年3月までの約1年半、改修工事により演劇やコンサートが可能なラポールシアターが閉鎖されていると伺っています。こうした状況の中でも障害のある方が活動を継続できるよう、2つのラポールではイベントや教室などの様々な取組が行われてきたと思えますが、まず、ラポールによる令和6年度の文化芸術活動支援の状況について伺います。

○片山障害福祉保健部長 ラポールシアターの閉鎖中も障害のある方が文化芸術活動に取り組めるよう、代替としまして区民文化センターなど他の市民利用施設を活用するとともに、シアター閉鎖を考慮しましてスケジュールを調整してイベントを開催するなど活動を支援してきたところです。この結果としまして、令和6年度は展覧会、ダンス、音楽の発表会などのイベントや絵画、工作などの各種教室を計356回開催し、延べ1万2015人が参加するなど、シアター閉鎖前とほぼ同水準となる多くの方に御参加いただきました。

○越久田記子委員 ありがとうございます。障害のある方にとって音楽やアート、ダンスなどの文化芸術活動に取り組むことは、自己表現の機会となるだけでなく社会参加の促進にもつながる重要な取組です。一方で、文化芸術活動を広げていくためには身近な地域で気軽に取り組める環境が必要だと考えます。

そこで、障害のある方が身近な地域で文化芸術活動を行うことができるよう支援が必要と考えますが、局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 障害を理由に制限されることなく自分らしく活動できるよう、身近な地域で文化芸術活動に取り組める環境づくりを進めていくことが大切だと考えています。ラポールでは地域の障害福祉施設に出向いて絵画などの創作活動支援あるいは活動を支えるボランティアの養成に取り組んでいます。また、シアター閉鎖中に築かれた市民利用施設との新たな連携も生まれています。本市といたしましても障害のある方の文化芸術活動が地域に根づき広がるよう、ラポールと連携しながらしっかり

と取組を進めていきたいと思ひます。

○越久田記子委員 来年4月のラポールシアターの再開も1つの契機に、障害者施設をはじめとした地域での支援者等とも連携しながら障害のある方の文化芸術活動をさらに推進していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、データを活用したフレイル対策の推進について伺ひます。

さきの質疑でもありましたけれども、本市では昨年6月から主に75歳以上の方を対象に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を先行的に3区でまず開始し、今年度から新たに7区が加わって合計10区で実施していると伺ひました。我が会派では昨年の第3回定例会におきましてかざま委員から当時の支援実績を質問しましたが、令和6年度はどのような実績であったのか。

そこでまず、令和6年度における一体的実施事業の実績について伺ひます。

○榎本生活福祉部長 事業を開始した昨年6月から今年3月までの10か月間で1286名をフレイルリスクのある方として把握しました。そのうち271名の方がハマプロに参加し、スポーツクラブ等へ通って運動指導などを受けたり、区役所の専門職による家庭訪問等を通じて保健指導を受けるなどフレイル予防に取り組んでおります。

○越久田記子委員 この昨年度の実績を踏まえ、今年度も着実に実施していただきたいと思ひます。フレイル予防は運動、口腔、栄養、社会参加の4つの柱と心の健康、認知機能、健康と医療の3つの取組が重要とされている中、ハマプロでは区役所の専門職による訪問や民間のスポーツクラブへの通所といった形で保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士など様々な専門家による支援が行われています。この支援体制は、健康福祉局と区役所など多くの関係者が連携することによって構築されたと伺ひました。

そこで、一体的実施事業における関係者間の連携による効果について局長に伺ひます。

○佐藤健康福祉局長 これまでフレイル予防につきましては高齢部門が中心になって担当してきましたけれども、今回、生活習慣病等を予防する保健事業の担当と連携したことで、よりお一人お一人に合った支援が可能になったと考えています。これからも介護予防と保健事業を担当する様々な専門職が一体となって、それぞれの強みを生かしながらフレイル予防に取り組んでいきたいと思ひます。

○越久田記子委員 ありがとうございます。ぜひこれからも関係者間で連携し市民に必要な支援を行っていただきたいと思ひます。このフレイルという状況に至ってしまう背景には、やはり長年の生活習慣の影響があると考えられます。この事業は主に75歳以上の後期高齢者が対象ですから今まで暮らしてきた中で定着した生活習慣を見直すことが難しいかもしれませんが、諦めることなく御自身で前向きにフレイル予防に取り組んでいただくことが重要だと考えます。

そこで、ハマプロを利用する一人一人がフレイルを自分事として捉え生活習慣を見直すよう支援すべきと考えますが、局長の見解を伺ひます。

○佐藤健康福祉局長 フレイルを自分事として捉えていただき改善に向けて自ら積極的

に取り組んでいただくことが重要です。そのため、ハマプロでは利用者が御自身の体力や生活習慣等を把握し、健康状態に応じた改善目標を医療専門職とともに設定いたします。その上で、医療専門職が生活習慣の改善に向けたプログラムを提案させていただき、継続して実施するための助言を行っています。また、プログラムが終わった後も、一定期間を置いての後になりますけれども、生活状況を改めて確認させていただき、必要な助言を行っています。これらを通じて御自身で生活習慣の改善に継続して取り組んでいただけるよう支援していきます。

○越久田記子委員 ありがとうございます。ぜひこの事業を通じて一人でも多くの方に生活習慣の見直しを行っていただき、これまで以上にポジティブに高齢期を過ごしていただけることを期待しています。この事業はデータを活用してフレイル対策を行っているという点で評価できますが、データだけでなくハマプロを利用させていただいた方の声を聞く仕組みをつくっていただくことも重要であると思います。データと市民の声を両方を合わせ事業をよりよいものにしていくことで、より効果的にフレイル対策を進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、敬老特別乗車証について伺います。

敬老特別乗車証いわゆる敬老パスには外出促進や介護予防の効果があることが示唆されており、今後、経年的にデータを収集し精度の高い分析を行い効果を検証していくとされています。この10月から介護予防の効果検証の一環として、フレイルリスクの高い方を対象にモニター調査を始めたと聞いています。これまででないデータが得られる取組だと評価いたします。

そこで、モニター調査の狙いと現在の状況について伺います。

○新井高齢健康福祉部長 モニター調査は要介護リスクの高いと考えられる方に敬老パスを利用していただき、健康状態などへの影響を把握することを目的に行います。実施に当たっては、令和6年度に横浜市健康診査を受診した方のうち要介護リスクが高いと考えられる約1万5000人にモニター調査への協力について御案内し、約8000の方に御協力いただけることになりました。モニターの方には敬老パスを利用していただき、健康診査の継続的な受診や健康状態などに関するアンケートに御協力いただきます。

○越久田記子委員 この8000人というのはなかなか大きな分母だと思いますので、しっかりモニター調査を進めていただきたいと思いますが、やはり外出促進効果等も含め敬老パスの様々な効果を多面的に分析することが重要だと考えています。今後、精緻に効果検証を行うとともにその結果を生かし、敬老パスが市民にとって公正公平な仕組みとなるよう引き続きしっかりと検討していただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、介護人材の確保について伺います。

本市では、介護人材確保のため海外からの受入れに力を入れており、多くの市内の介護事業所で働いておられます。この横浜で長く活躍していただくためには、外国人介護職員の方が安心して働き続けることができるようなきめ細やかな取組が必要だと

考えます。今回は2つの取組に着目して質問いたします。まず、訪日後日本語等研修事業について伺います。この研修では介護の現場で必要とされる実践的な日本語を学ぶことができるとともに、介護福祉士の国家資格の合格を見据えたカリキュラムも用意されているとのこと。

そこで、訪日後日本語等研修事業の取組内容と実績について伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** 介護の現場で必要とされる実践的な日本語や介護に関する知識等の習得を目的に、受講者の日本語能力に応じたコースと介護福祉士の国家試験対策のコースを御用意しています。令和6年度は日本語能力に応じた3つのコースに94名、国家試験対策の2つのコースに64名、合計で158名の方が受講されました。

○**越久田記子委員** 日本語は習得するのがとても難しい言語です。高いコミュニケーション能力が求められる介護の現場で仕事を続けていただくため、また、国家資格を取得後には横浜市に定着していただく工夫もしていただきながら、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

続いて、外国人介護人材交流会について伺います。

本市では、昨年度から市内で働く外国人介護職員同士の交流会が開催されています。日本の文化を学んだり、参加者同士の相互理解を深めるよい機会になっているとのこと。

そこで、外国人介護人材交流会の狙いと実績について伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** 母国を離れて暮らす外国人の方々が孤立せずに安心して働き続けていただくためには介護の仕事をしている仲間同士のつながりづくりが大切です。同じ立場の仲間と交流することで連帯感を育み、横浜で働き続けるモチベーションにつながるよう交流会を実施しています。令和6年度は4回開催し、5か国73名の方が参加されました。

○**越久田記子委員** この交流会を通じ横浜のよさを知っていただき、外国人介護人材の方々の定着につながるきっかけとなることを期待しています。一方、介護現場で働く外国人の方が増える中でより効果的な支援策を講じるためには、市内外国人介護人材の実際の人数や日本語能力などをできる限り正確に把握する必要があると考えます。

そこで、本市で働く外国人介護人材の実態を調査すべきと考えますが、局長に見解を伺います。

○**佐藤健康福祉局長** 外国人介護人材の確保や定着に関する施策の検討に当たっては、御指摘のとおり外国人介護人材の実態把握が大変重要だと考えています。現在は3年ごとに実施している高齢者実態調査において国籍や在留資格などの把握を行っておりますけれども、今後、より詳細な実態把握に向けた調査について検討を進めていきたいと思えます。

○**越久田記子委員** ぜひよろしく願いいたします。介護人材不足が深刻化する中、介護現場からは外国人介護人材を即戦力として期待する声も多く聞いています。本市で介護人材として活躍してもらえよう様々な支援策にしっかり取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、介護事業者向けハラスメント対策事業について伺います。

先ほど来の質疑にもありましたけれども、御利用者や御家族からのカスタマーハラスメントは大変切実な問題です。介護従事者の皆様がハラスメントに直面した際に適切な対応方法が分からず不安を抱えたまま悩んでしまい、精神的不安から離職につながるケースも少なからずあると聞いています。カスタマーハラスメントは場合によっては傷害罪や脅迫罪などの刑事事件に該当する可能性もあり、どのようなケースであっても的確なアドバイスがもらえるなど相談者が安心して頼れる体制が整っていることが非常に重要だと考えます。

そこで、介護事業者向けハラスメント相談センターの相談窓口の体制について伺います。

○新井高齢健康福祉部長 相談センターでは民間企業等でカスタマーハラスメントの対応の経験を有する相談員を配置し、具体的な対策について助言できる体制を整えています。また、法的対応が必要な場合には希望に応じて弁護士による相談へつないでいます。

○越久田記子委員 ハラスメント対応を経験したことのある実践的な知識を持った専門家に相談することができるこの取組は、本当に非常に重要な取組です。困ったときにいつでも相談することができる窓口があることで現場の職員が1人で抱え込まなくていいと感じられ、安心して働ける環境づくりにつながっていくものと考えます。今後も介護職員の皆さんが安心して業務に取り組めるよう相談窓口がより多くの方に活用されることが重要です。

そこで、ハラスメント相談窓口の利用促進に向けた取組を推進すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 介護職員が困ったときにすぐ相談できるよう、相談センターの紹介や相談事例の共有を通じて相談センターが役に立つということを感じていただき、利用を促進していきたいと考えています。そのため、リーフレットの活用や事業所に毎月配信するメールで情報提供を行うなど普及啓発に引き続き取り組んでいきます。加えて、今後は相談後の満足度調査を行いサービスの改善等に取り組むことで、相談センターの利用を広げていきたいと思えます。

○越久田記子委員 よろしく願いいたします。相談窓口が単なる制度として存在するだけでなく実際に活用され、職員の心の支えとなる仕組みとして根づいていくことを強く願っております。引き続き現場の声に寄り添いしっかりと取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、訪問介護事業所への支援について伺います。

令和6年度の介護報酬改定では基本報酬が引き下げられました。このことから、運営や人材配置において利点の多い大規模事業所に比べ特に小規模の事業所に対して与える影響が大きく、経営者の方々からも経営が苦しいという御意見を多くいただいています。

そこで、介護報酬の引下げが小規模の訪問介護事業所に与える影響についての認識

を伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** 人件費が高騰する中、介護報酬の引下げによりサービス提供に必要なヘルパーの雇用がますます困難になっています。そのため、安定した事業所運営が難しく経営状況に影響が生じていると認識しています。特に小規模な事業者は少ない人員で効率的に運営していく必要があり、大規模事業所に比べて影響が大きいと受け止めております。

○**越久田記子委員** このような状況の中で、現場からは経営に関する知識やノウハウが乏しくどのように経営していけばいいかわからないなどの声もいただいています。そこで、訪問介護事業所の経営支援に向けた取組について本市としてさらに推し進めるべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○**佐藤健康福祉局長** 訪問介護事業所が安定した事業所運営をしていくためには、さらなる収入の確保や業務の効率化等の経営改善に向けた取組を進めることが重要と考えています。そのため本市では、ヘルパーの処遇改善につながる処遇改善加算の取得促進や経営の課題解決を支援するコンサルタントを活用した取組等への助成を行っております。引き続き、訪問介護事業所等の経営支援に向けた取組をしっかりと進めたいと思います。

○**越久田記子委員** よろしくお願いたします。民間企業の賃上げが進んでいる中で、介護職員の賃金は他産業の賃金と比較すると月額で約8万円近くも低くなっている状況と聞いています。このままでは新しく訪問看護事業所で働きたいと考える人はどんどん減り続けるとともに、現在働いている人の離職も増え続けていくのではないかと危惧しています。引き続き、訪問介護事業所の皆様への支援に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市民の意思決定支援について伺います。

横浜市では18区各区の特徴を生かしたオリジナルのエンディングノートを作成し、配布しています。エンディングノートは、市民の皆様が自らのこれからの人生について考え、希望や思いを大切な人と共有し、人生の最終段階に備える重要な事業だと考えます。より多くの方にエンディングノートを活用していただきたいと思いますが、配布するだけではなかなか書いてもらえないという課題があると伺っています。

そこで、エンディングノートを作成してもらうための取組について伺います。

○**新井高齢健康福祉部長** エンディングノートがこれまでの自分を振り返るとともに、将来意思表示ができなくなったときなどの備えになることを記入に抵抗のある方や関心が薄い方にも理解していただくことが必要です。このため、市ウェブサイトや広報で役割やメリットを周知するほか、ノートを配布する際には関心のある項目から取り組むよう御案内しております。さらに、地域ケアプラザにおいてエンディングノートの書き方講座を開催し、個別相談や少人数での記入支援の機会を提供しております。

○**越久田記子委員** 市民の皆様がいつか来るそのときまで自分らしく生きるためには、自分はどのように生きたいか、どう最期のときを迎えたいかをエンディングノートによって整理し、周囲の方と共有しておく必要があると考えます。一方で、区役所の窓口等で

は、人生の最終段階での医療やケアについて元気なうちから考え思いを伝えるきっかけとするため、もしも手帳も配布されています。このもしも手帳とエンディングノートと共に活用することで、人生の最終段階や予期せぬ事態に対してよりよい備えができると思います。

そこで、エンディングノートともしも手帳を両輪で啓発していくべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 エンディングノートともしも手帳にはそれぞれ大切な役割があり、市民の皆様にはぜひ両方を作成していただきたいと考えています。今後も区の広報や区役所、地域ケアプラザなどで開催される終活に関するイベントなど様々な機会を通じてそれぞれのメリットについてしっかり啓発を行い、市民の皆様が将来に安心して備えられるよう取組を進めていきます。

○越久田記子委員 ありがとうございます。エンディングノートやもしも手帳、そして今年度から開始される情報登録事業は、いずれもいざというときに御本人の意思がしっかりと反映されるよう意思決定を支援するための取組です。どのような状況においても本人の意思が尊重されることは、人としての尊厳に関わる極めて重要なことだと考えます。

そこで、意思決定支援の推進に向けた副市長の意気込みを伺います。

○佐藤副市長 医療や介護等の場面におきましては様々な意思決定が求められる現状があると思います。御本人の意思が尊重されることは何よりも大切だと感じております。自分の意思を伝えることが難しくなったときの備えとして、できるだけ早い段階から御本人の意思や希望を事前に明らかにしていただきたいと思っております。引き続きこのエンディングノートやもしも手帳、そのほかの事業も含めまして御本人の希望や価値観を尊重することができますように、関係局が連携いたしまして市民の皆様の意思決定支援をしっかりと推進していきたいと考えております。

○越久田記子委員 ありがとうございます。この意思決定支援の推進に当たっては、医療、介護、福祉の関係者が連携して取組を進めていく必要があります。引き続きそれぞれの関係局で協力し、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 次に、くしだ久子委員の質問を許します。（拍手）

○くしだ久子委員 最後になります。よろしく願いいたします。

初めに、私からは介護人材の確保について伺います。

この件については他の委員からも質問があったところでございますけれども、私からも幾つか質問させていただきます。横浜市では介護人材の確保に向けて様々な取組を行ってきているわけですが、中でも外国人介護人材の確保の取組は他都市に先駆けて進めてきたものと認識しております。平成30年にベトナム、翌年には中国と覚書を締結し、住居借り上げ支援策など本市独自の支援策によって外国人介護人材の受入れ

を進めてきました。当時、議会等でも話題になり、議論を進めてきたと記憶しております。

そこで、外国人介護人材確保に取り組む狙いについて局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 高齢化が進み介護ニーズが増加する一方で、国内の生産年齢人口の減少による深刻な人手不足が当時も今も懸念されているわけなのですが、そういった状況の中で、国内だけで必要な人材を確保することはなかなか難しいということもありまして、海外も含めた多様な人材層に働きかけて介護人材の確保につなげていく必要があるということで外国人介護人材確保に取り組んでおります。

○くしだ久子委員 人材確保に悩む介護事業所にとっても、海外から来られた外国人介護人材の方にとっても、双方にとってウィン・ウィンになるような取組が必要だと考えます。横浜市では、外国人介護人材の確保や定着に向けて、先ほどの答弁にもございましたけれども、様々なメニューを用意して取り組んできていると思います。

そこで、外国人介護人材の確保や定着に向けた令和6年度の取組内容と実績について高齢健康福祉部長に伺います。

○新井高齢健康福祉部長 外国人介護人材の確保のため介護の仕事我希望する外国人の方と市内介護事業所のマッチングを支援し、99名の雇用につなげました。また、新たに外国人を雇用した事業者に対する住居借り上げ経費の補助により154名分の住居の確保を支援しました。これらの方に長く働いていただけるよう日本語等の研修や交流会を実施するとともに、受け入れる施設に対して外国の文化や宗教、コミュニケーションに関する研修も行いました。

○くしだ久子委員 先ほどの局長のお話のとおり、今後の少子高齢化の進展を見据えますと、あらゆる分野で人手不足は一層深刻化していくと思われれます。介護人材もお話のとおり国内だけで確保することは困難が続いていくと思われるわけでありまして。外国人介護人材の方々に本市の介護現場を就労先として選んでいただき、採用後は長く働いていただけるような取組がますます重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、外国人介護人材の確保や定着に向けた今後の展開について局長に伺います。

○佐藤健康福祉局長 御指摘いただきました外国人介護人材の確保と定着は、行政と介護事業者が連携して、とにかく横浜で働くことの魅力をしっかりと伝えていくとともに、あわせて働きやすい環境づくりを用意することが必要だと思っております。そのため、外国語対応のポータルサイトを新たに開設し、市内の介護事業所に関する情報や職員からのメッセージを掲載することで、横浜で働く魅力をしっかりと発信していきたいと思っております。また、今現在行っています日本語等の研修の拡充あるいは交流会の充実、こういった取組についても検討していきたいと思っております。

○くしだ久子委員 きめ細やかに行っていくことは大切だと思います。横浜で働く外国人介護人材の方々が安心して働き続けていくためには、仕事上の悩みや困り事を相談できる窓口の設置なども1つの方策だと思います。先日、知り合いの復職された看護師さんと話す機会がございました。現場で働く外国人の方は、先ほどのお話にもあり

ましたとおり、まず、日本語を勉強して、その上で専門知識を身につけて、日本の職場で働きたいと思っていられるわけですから、非常に意識も高く一生懸命働いてくださっているとのことでした。このような方たちが横浜で働いてよかったと言ってもらえるようさらなる取組の充実を要望し、次の質問に移ります。

次に、障害者スポーツの推進について伺います。

東京2020パラリンピックの開催を契機にボッチャや車椅子バスケットボールなど障害者スポーツが広く知られるようになりまして、関心も高まっていると感じております。本市には障害者スポーツの中核拠点であります横浜ラポールがあり、私も伺ったことがあります。施設も充実しておりますし、様々な支援を行っている聞いております。

そこで、障害のある方々がスポーツを始めるきっかけとなるラポールでの取組の実施状況について障害福祉保健部長に伺います。

○片山障害福祉保健部長 ラポールでは、障害状況に応じた個別の運動プログラムによりスポーツを始めるきっかけづくりを支援しています。また、バスケットボールや卓球などの体験教室や交流イベントを開催し、運動習慣づくりや仲間づくりにつなげています。こうした取組を令和6年度は1915回開催しまして、延べ1万732人が参加しました。

○くしだ久子委員 ラポールではスポーツを始めるきっかけづくりだけではなく、競技者として全国や世界で活躍する障害者アスリートへの支援も行っていると聞いております。競技者としてスポーツに取り組むということは御本人の生きがいや活躍につながるだけではなく、障害の有無にかかわらず多くの人たちに希望や勇気を与えるものだと思います。

そこで、ラポールでの障害者アスリート育成についてどのような支援を行っているのか、障害福祉保健部長に伺います。

○片山障害福祉保健部長 ラポールでは年間を通じてアスリート向けのトレーニングサポートを実施し、フィジカル強化に向け運動、栄養面での支援を行っています。また、アスリートの発掘と育成につながる横浜市障害者スポーツ大会ハマピックなどの競技大会を開催しているところです。好成績を収め全国障害者スポーツ大会の代表に選出された選手に対しまして競技団体と連携して練習会を実施するなど、さらなる競技力向上に向けた支援を行っています。

○くしだ久子委員 (資料を表示) 今年11月、もう来月、日本で初めて東京2025デフリンピックが開催され、横浜市からも多くの選手が出場されます。左上です。その中でも自転車競技をされる早瀬御夫妻の写真です。奥様の早瀬久美選手は前回のブラジル大会でも銀メダルを獲得するなど輝かしい成績を収められておりまして、今大会も活躍が期待される場所でもあります。そして、こちらは裏面になりますけれども、ほかにも陸上やテニス、バレーボールなどにも横浜の選手が出場されます。今大会は記念すべき100年目となる大会でもありますので、選手の皆様の活躍を期待するとともに障害者スポーツの魅力を広く発信し、機運を高める絶好の機会ではないかと思ってお

ります。

そこで、デフリンピックの開催を契機として障害者スポーツの魅力発信や、さらには障害への理解に向けて取り組むべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 御紹介いただきましたデフリンピックには市内在住の選手が13名出場の予定になってございます。この出場に向けまして選手の壮行会を関係団体とともに実施したほか、ラポールでデフリンピックの大会啓発パネルの展示や競技体験あるいは大会期間中の市庁舎のライトアップなど、障害者スポーツの魅力発信や障害理解の促進に取り組んでいきます。今後もデフリンピックがきっかけにはなりますけれども、とどまらず、あらゆる機会を生かして障害者スポーツへの関心と理解を広げることで、誰もが自分らしく活躍できる共生社会の実現を目指していきたいと思います。

○くしだ久子委員 今の答弁にございましたとおり、スポーツは多くの人をつなぐことができると思います。障害者スポーツの推進と併せまして、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず誰もが参加してスポーツの楽しさや喜びを分かち合えるインクルーシブスポーツの取組についても関係局と連携しながらぜひ力を入れていただきたいと思っております。

次に、よこはま健康アクションについて伺います。

(資料を表示)横浜市では市民の総合的な健康づくりの指針として第3期横浜健康21を推進しております。その計画期間の前半で重点的に推進するよこはま健康アクションが令和6年度から展開されております。これは抜粋であります。中でも自分の歯でかんで食べるということは生活の質や健康を保つ基礎となることから、私は歯や口腔のテーマは非常に大切だと考えております。振り返りますと、高校までは学校での歯科健診を受診する機会があるわけですけれども、卒業後は自ら意識しなければ健診の機会がなかなか得られません。そのために定期的に歯科医院へ行くような習慣がないと、さらに歳を重ねてきたときには不調を感じて重症化しているというようなことにもなりかねません。長寿社会になった昨今ではこうした意識を持ち続けることが重要になってくると考えます。

そこで、令和6年度の青年期に向けた歯科口腔保健の取組について健康推進部長に伺います。

○樋田健康推進部長 青年期の方への歯科口腔保健の意識啓発を目的として親しみやすい漫画形式のリーフレットを制作し、市内の大学等に配付しました。また、歯と口の健康に関する動画を制作し、スマートフォンの位置情報を活用して大学や商業施設にいる若い世代を対象に閲覧サイトの広告欄に動画を掲載しました。これらを通じて、青年期に向けた歯科口腔保健の意識啓発に取り組みました。

○くしだ久子委員 若いうちはどうしても意識が薄くなりがちですので、ぜひライフステージに応じた歯科口腔保健策を着実に進めていただきたいと思います。健康上に問題がなくて日常生活に制限のない状態の健康寿命を延ばすためには、転ばぬ先のつえとしても若い頃から口腔ケアなど継続的に健康管理を行う意識づけにつなげていただ

きたいと思います。そのためには、少しでも当事者から興味を持たれるような意識啓発を継続的に実施することが重要だと考えております。

そこで、若い世代が健康管理を習慣化できるような取組を進めるべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○佐藤健康福祉局長 若い世代に向けましてより効果的な意識啓発を行うには、当事者の意見を取り入れた広報を展開することが必要でないかと考えております。そこで、デザイン専門学校の学生が制作した歯と口や女性の健康をテーマとした啓発媒体で定期的な健診や体調のセルフチェックを促し、日々の健康管理に取り組めるような働きかけを行っていききたいと思います。今後、若い世代が健康的な生活習慣を身につけられるよう継続して様々な取組を進めていききたいと思います。

○くしだ久子委員 今回は若者にフォーカスを当てて質問させていただきましたけれども、レクチャーの中で伺ったのが神奈川県は女性の健康寿命が全国的にも短いというデータが出ていますとお聞きいたしました。非常に懸念しております。この健康横浜21では様々なライフステージに合わせての取組を行っているわけですが、女性の健康課題もライフステージによって変化するため、それぞれの世代に応じた対応が求められてくると思います。なぜこのような女性の健康寿命が短い傾向にあるのかということの要因もぜひ分析していただきまして、誰もが健やかな生活を送れるような施策を推進していただきたいと思います。

ありがとうございます。（拍手）

○谷田部孝一副委員長 ほかに御質問はございませんのでお諮りいたします。

健康福祉局関係の審査はこの程度にとどめて、みどり環境局関係の審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷田部孝一副委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○谷田部孝一副委員長 この際20分間休憩いたします。

午後1時44分休憩